

令和7年度 第2回 介護情報基盤に係る自治体説明会 【広域連合・一部事務組合向け】

厚生労働省 老健局 老人保健課

令和7年11月21日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

アジェンダ

1. はじめに（3分）
2. 自治体タスクに係る補足事項（35分）
3. その他の共有事項（7分）
4. 多く寄せられた質問への回答（10分）
5. 質疑応答（35分）

アジェンダ

1. はじめに（3分）
2. 自治体タスクに係る補足事項（35分）
3. その他の共有事項（7分）
4. 多く寄せられた質問への回答（10分）
5. 質疑応答（35分）

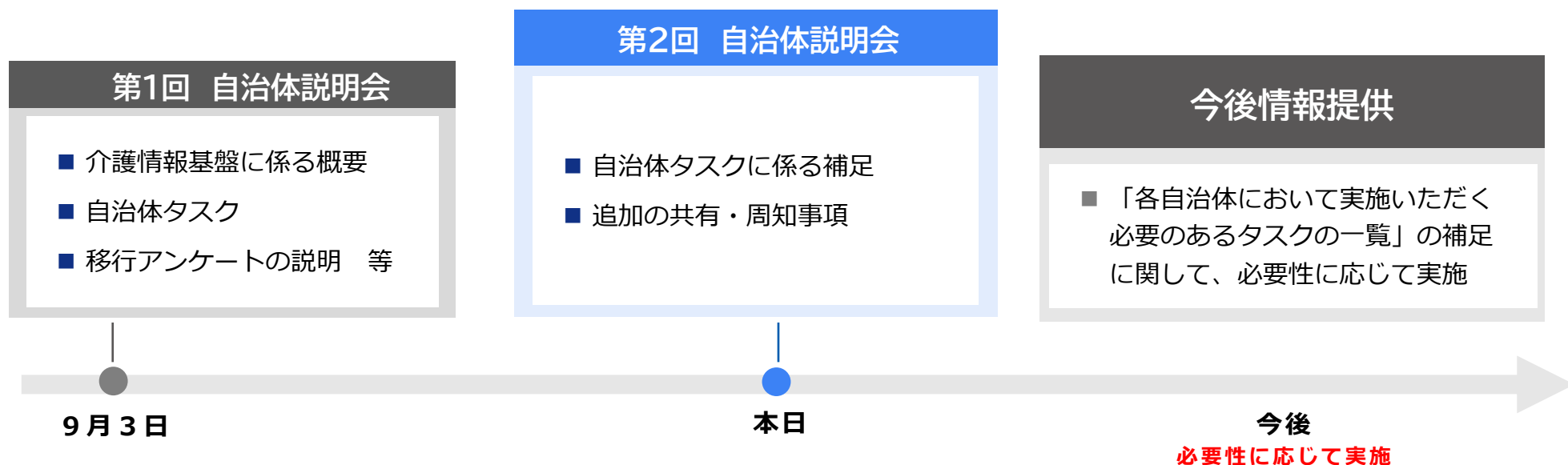
はじめに ー自治体説明会の目的ー

第2回自治体説明会の目的

- 令和8年4月からの介護情報基盤稼働に当たり、各自治体にて対応すべき事項等の理解促進
 - 第1回自治体向け説明会で説明した自治体タスクに係る補足・追加説明
 - 第1回自治体向け説明会から追加となる共有・周知

今後の情報提供予定

- 本説明会「2. 自治体タスクに係る補足事項」に示す「各自治体において実施いただく必要のあるタスクの一覧」の補足に関して、必要性に応じて実施

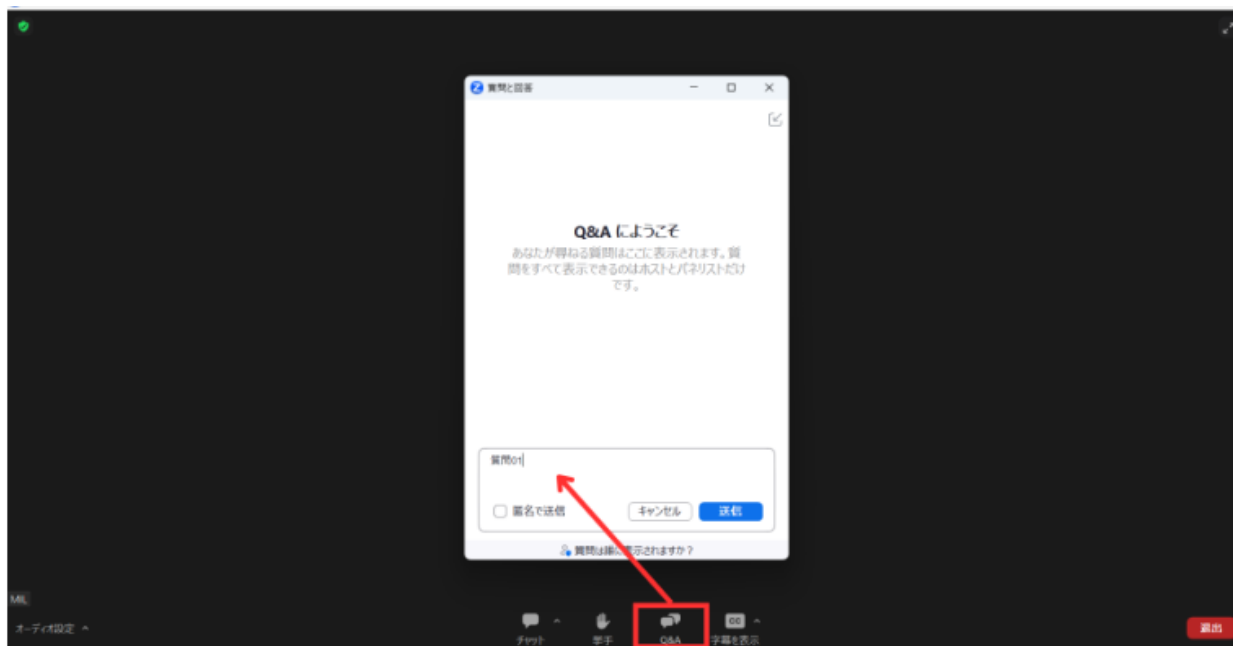


はじめに ー説明会中の質問受付ー

説明会中における質問受付

- 本説明会の開催中はZoomのQA機能で質問を受け付ける。
- ご質問は、本説明会の「6章 質疑応答」において、順次回答する。

ZoomにおけるQA機能



QA画面を開き、質問を入力の上送信ボタンを押下すること。（「匿名で送信」はチェックをせずに送信をすること。）

アジェンダ

1. はじめに（3分）

2. 自治体タスクに係る補足事項（35分）

タスク# 1 関連 : 介護情報基盤とのデータ連携に必要な環境設定等

タスク# 2～5 関連 : 介護情報基盤への初期セットアップの準備に関する補足説明

タスク# 7、8 関連① : 介護情報基盤活用後の自治体の業務フローの変化

タスク# 7、8 関連② : 情報共有に係る同意取得

タスク# 9 関連 : 国保連合会・国保中央会との3者契約について

3. その他の共有事項（7分）

4. 多く寄せられた質問への回答（10分）

5. 質疑応答（35分）

各自治体において実施いただく必要のあるタスクの一覧

- 第1回自治体向け説明会で説明した各自治体のタスクのうち、第2回説明会で補足説明する内容は下表のとおり。
※タスク1「介護情報基盤への連携に当たっての業務方式の確認・調整」が新たに追加

	#	タスク概要	タスク詳細	第2回説明会 補足説明内容
介護保険システム関連	1	介護情報基盤への連携に当たっての業務方式の確認・調整	介護情報基盤への接続を広域連合等が行うか、構成市町村で行うかの業務方式の確認・調整を行う。	介護情報基盤とのデータ連携に必要な環境設定等
	2	介護保険システムの適用時期の検討・アンケート回答	標準化及び介護情報基盤への連携機能に対応した介護保険システムの適用スケジュールを、システムベンダと協議の上検討する。検討結果を踏まえ、本説明会「4. アンケート調査依頼」で示すアンケートへ回答する。	介護情報基盤への初期セットアップの準備に関する補足説明
	3	介護保険システムパッケージの適用	標準化及び介護情報基盤への連携機能に対応した介護保険システムパッケージを適用する。	
	4	介護情報基盤への初期セットアップのための事前準備	介護情報基盤への初期セットアップに向けた事前準備を行う。	
	5	介護情報基盤への初期セットアップ	介護保険システムから介護情報基盤への初期セットアップを行う。	
事務関連	6	PIA（特定個人情報保護評価）の実施	介護情報基盤の活用に伴うPIAを実施する。	—
	7	自治体内業務運用フローの見直し	介護情報基盤活用後の運用の変更点に関する業務運用の見直しを行う。 また、自治体内業務運用マニュアルの整備、また必要に応じて各自治体で用いている様式の整備を行う。	①介護情報基盤活用後の自治体の業務フローの変化
	8	介護事業所・医療機関・住民等への周知	介護情報基盤を活用した介護保険事務の開始時期に関し、介護事業所・医療機関・住民等に周知を行う。	②情報共有に係る同意取得
	9	国保連合会・国保中央会との3者契約に係る契約手続き	介護情報基盤の整備・運営等に伴う国保連合会・国保中央会との事務の委託に関する契約を締結する。	国保連合会・国保中央会との3者契約について
	10	介護情報基盤の整備・運営に伴う費用の考え方について	介護情報基盤に係る運用費用については、各自治体において、地域支援事業費としてご負担いただくことをお願いしたい。	—

タスク # 1 関連

介護情報基盤とのデータ連携に必要な環境設定等

※タスク#1に関して、情報政策課等のシステム担当部署(部門)とご相談の上対応していただく必要があるため、本資料のご共有を推奨

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

～はじめに：介護情報基盤とのデータ連携におけるPMH（Public Medical Hub）の活用～

- 介護情報基盤は、利用者本人のほか、自治体、介護事業所、医療機関と情報を連携することを想定している。
- このため、**介護情報基盤の構築に当たっては、こどもなどの医療費助成、予防接種、母子保健、自治体検診分野における情報について、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムであるPMH（Public Medical Hub）を活用することとしている。**
- 介護保険の分野においても、**各自治体の介護保険システムと介護情報基盤がデータ連携を行うためには、介護保険システムとPMHを接続（※）した上で、PMHを経由して介護情報基盤へのデータ移行を行う必要がある。**

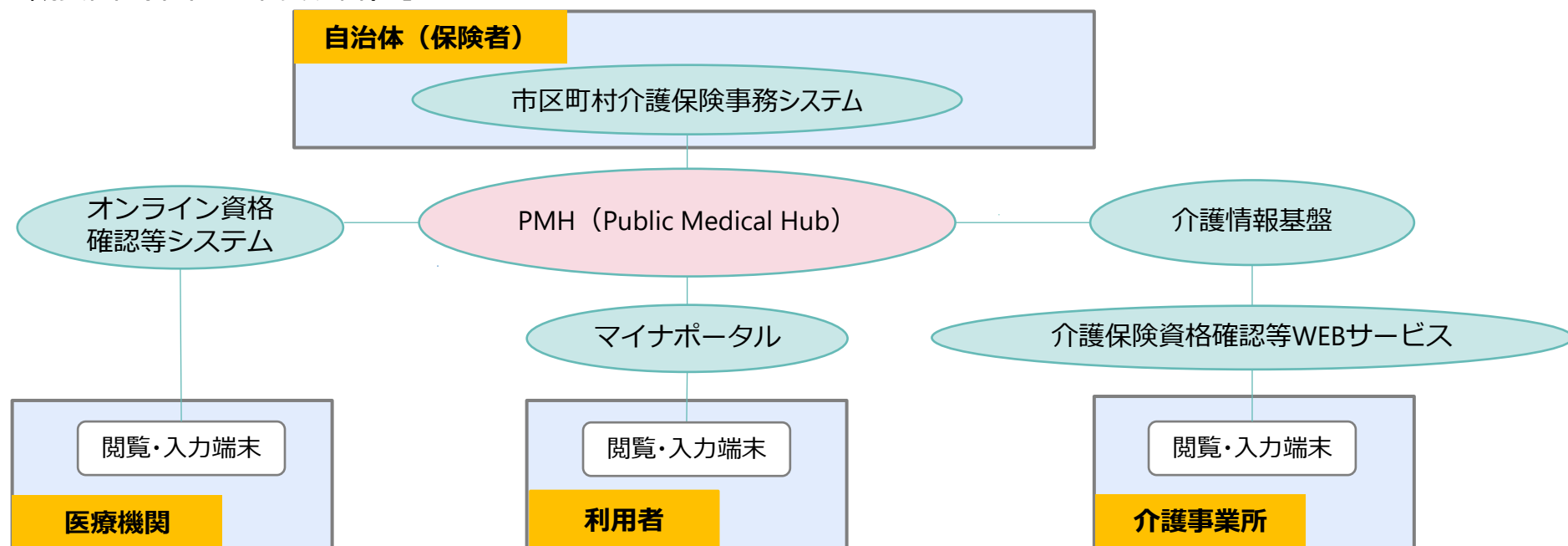
※介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応が完了した自治体から、改正介護保険法の施行日（令和8年4月1日）以降、順次実施。

- 本パートでは、各自治体の介護保険システムとPMH及び介護情報基盤とのデータ連携の方式と、必要となる環境設定等について説明する。**データ連携の方式には2パターンが存在するため、各自治体において情報政策課等のシステム担当部署(部門)と相談の上、初期セットアップを行う日までに、採用するデータ連携の方式と、各方式に応じて必要となる環境設定等を完了すること。**

（参考）介護情報基盤の構築におけるPMH（Public Medical Hub）の活用

- こどもなどの医療費助成、予防接種、母子保健、自治体検診分野における情報について、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムである**PMH（Public Medical Hub）**を活用したデジタル化に向け、取組が進められている。
- 介護情報基盤は、利用者本人のほか、自治体、介護事業所、医療機関と情報を連携することを想定している。
- 医療費助成等の分野ですでに活用が進んでいる**PMHを活用することで、自治体や医療機関との情報連携や、マイナポータルとの連携による利用者本人の情報閲覧が可能となる。**
 - ※PMHを活用しない場合、上記機能を持つシステムを新たに構築する必要が生じる。
- このため、**介護情報基盤の構築に当たっては、PMHを活用し、自治体や医療機関と情報を連携することを想定。**
 - ※令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始に向けて、介護保険被保険者証情報の電子化や要介護認定事務の電子化の取組について、今年度から、希望する自治体において先行的に実施。

【システム概要図（令和8年度以降）】



介護情報基盤とのデータ連携の方式

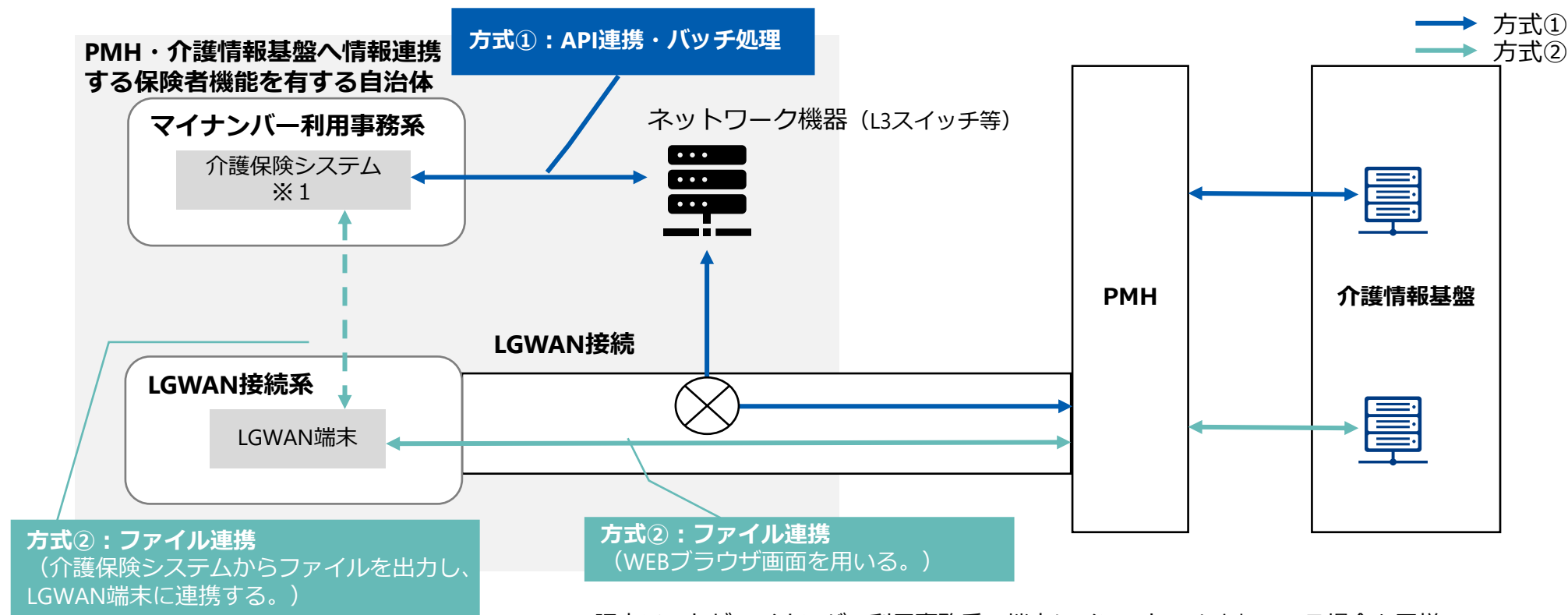
- 介護保険システムと、PMHを経由した介護情報基盤とのデータ連携の方式は、2通りが存在する。
- いずれの方式を採用するかは、各保険者機能を有する自治体のシステム環境やセキュリティ管理ポリシー等の状況を踏まえて、情報政策課等のシステム担当部署(部門)や介護保険システムベンダーと相談の上、決定すること。

方式①：API連携・バッチ処理

介護保険システムの画面上の操作や、介護保険システムの自動処理により連携する方式。人手を介さずにデータ連携が可能

方式②：ファイル連携

介護保険システムからファイルを出力する方式。USBや庁内のファイルサーバー等を介して、介護保険システムLGWAN端末間でファイルを移動する方法。LGWAN端末とPMH間は、WEBブラウザ画面からの操作によりデータ連携が可能。



※1 認定ソフトがマイナンバー利用事務系の端末にインストールされている場合も同様。

保険者機能を有している広域連合・一部事務組合の場合の必要な準備

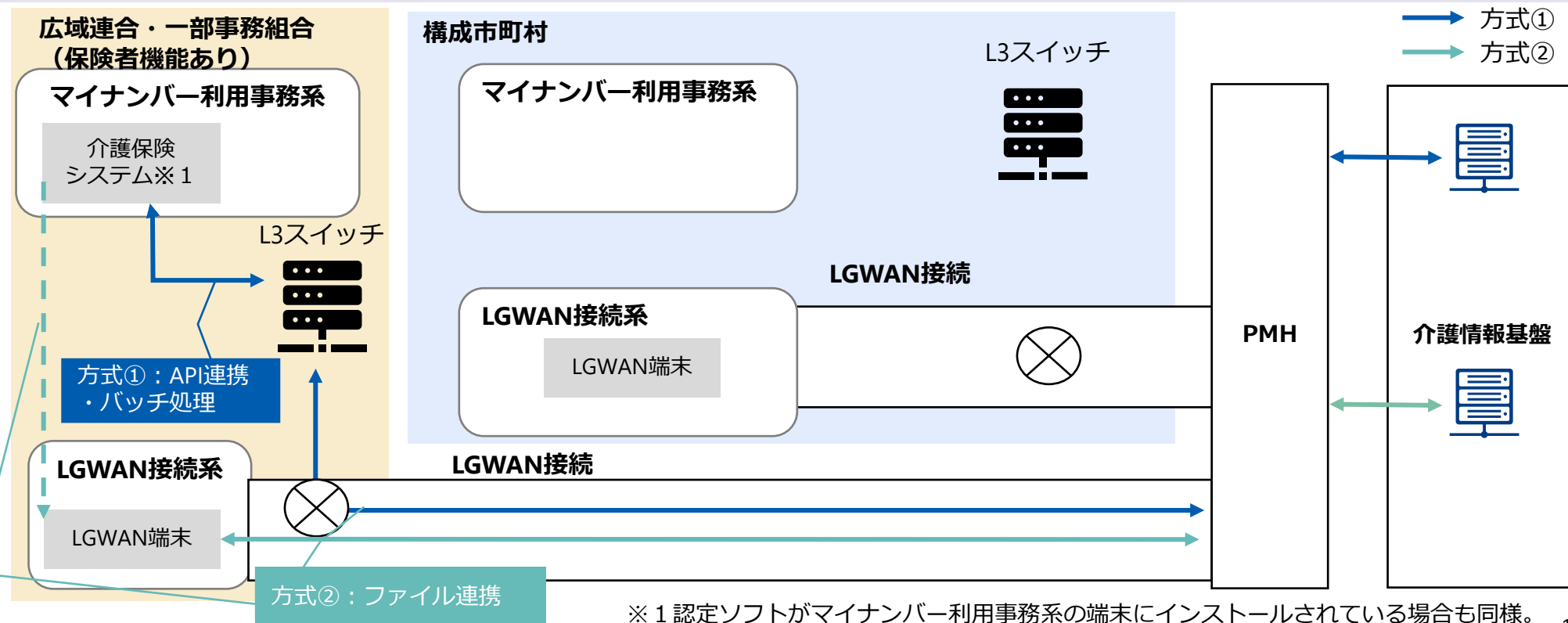
- 広域連合・一部事務組合が保険者機能を有している場合、広域連合・一部事務組合からPMHを経由し、介護情報基盤へデータ連携を行うこととなる。
- 各方式での介護情報基盤とのデータ連携に当たっては、情報政策課等のシステム担当部署(部門)等にて、介護情報基盤への初期セットアップを開始するまでに、以下のシステム環境の設定等の準備が必要。

■ 方式①：API連携・バッチ処理 の場合

介護保険システムからLGWAN回線でPMHと特定の通信できるよう、
各保険者で管理するネットワーク機器（L3スイッチ等）への設定の追加が必要

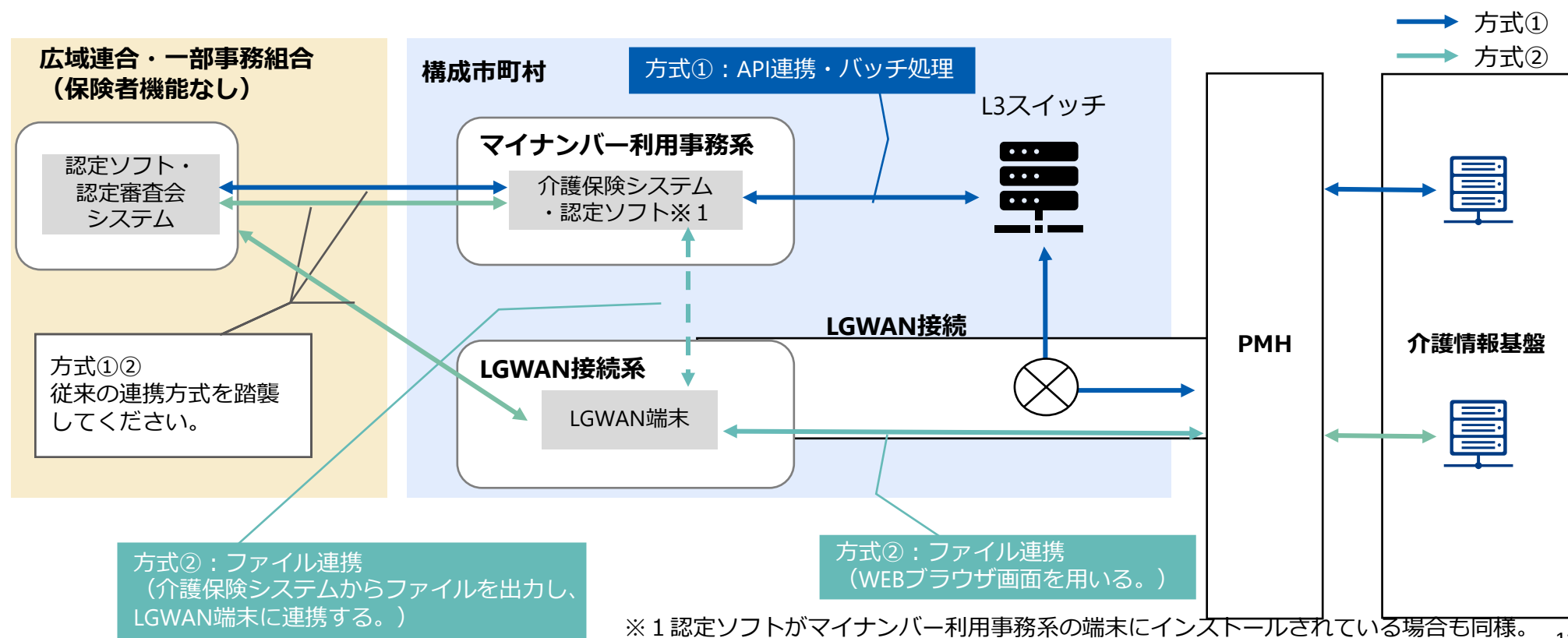
■ 方式②：ファイル連携 の場合

➡介護保険システムからLGWAN端末へファイル連携するための
庁内手続き・LGWAN端末からファイル連携用のWEBブラウザ画面への接続ができるよう環境設定等が必要



保険者機能を有していない広域連合・一部事務組合の場合の必要な準備

- 広域連合・一部事務組合が保険者機能を有しておらず認定業務のみを行っている場合は、構成市町村からPMHを経由し、介護情報基盤へデータ連携を行うこととなる。
- 広域連合・一部事務組合においては、従来の連携方式を踏襲し、認定ソフト・認定審査会システムから構成市町村の介護保険システムやLGWAN端末に連携すること。
- 一方、各構成市町村における各方式での介護情報基盤とのデータ連携に当たっては、前頁に示すとおり、**方式①：API連携・バッチ処理**と**方式②：ファイル連携**のいずれか採用する連携方式に応じて、情報政策課等のシステム担当部署(部門)等にて、介護情報基盤への初期セットアップを開始するまでに、前頁に示すシステム環境の設定等の準備をすること。



補足 介護情報基盤とのデータ連携に必要な環境設定等の準備

- 今後、PMHとのデータ連携に必要な環境設定の詳細（ネットワーク接続設定、証明書のインストール方法、WEBブラウザ要件）について、令和8年4月以降、順次周知予定。

■ 必要な環境設定の詳細の提供情報

- ・ ネットワーク接続設定
- ・ 証明書のインストール方法
- ・ WEBブラウザ要件

<ネットワーク接続設定に係る提供情報例：LGWANからPMH共通への経由ホスト情報>

※XXXについては今後周知予定

ホスト名/IPアドレス	検証環境	XXX.XXX.asp.lgwan.jp (XXX. XXX. XXX. XXX)
	本番環境	XXX.XXX.asp.lgwan.jp (XXX. XXX. XXX. XXX)
プロトコル	HTTPS	
ポート番号	443	

タスク # 2 ～ 5 関連

介護情報基盤への初期セットアップ の準備に関する補足説明

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

留意事項にかかる全体の流れ

- 介護保険システム関連のタスクで必要となる作業は以下のとおり。

タスク #2

介護保険システムの適用時期の検討・アンケート回答

- 介護保険システムベンダと、標準化及び介護情報基盤への連携機能に対応した介護保険システムの適用時期を検討・確認する
- 令和7年9月19日までに、本説明会「4. アンケート調査依頼」で説明するアンケートに回答

タスク #3

介護保険システムパッケージの適用

- 標準化及び介護情報基盤への連携機能に対応した介護保険システムパッケージを適用する

※介護情報基盤の活用には、介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応が必要。

タスク #4

介護情報基盤への初期セットアップのための事前準備

- 介護情報基盤への初期セットアップに向けた事前準備（介護情報基盤への接続作業等）を行う
- 事前準備の詳細は、今後情報提供予定

タスク #5

介護情報基盤への初期セットアップ

- 介護情報基盤への初期セットアップを行う
- ※介護保険システムと介護情報基盤との間で行う日次データ連携と同様の処理を、基準日以降で有効な被保険者を対象として、運用開始前に集中的に実施するもの

介護情報基盤事業者からの連絡

初期セットアップ（タスク # 5）の実施時期 連絡

- 連絡時期は11月頃から順次実施を予定。（連絡の流れは「初期セットアップスケジュール確定までの流れについて」参照）

介護情報基盤活用開始

介護情報基盤を活用した介護保険事務開始

- 介護情報基盤を活用して、介護情報の電子的なやりとりが可能になる。

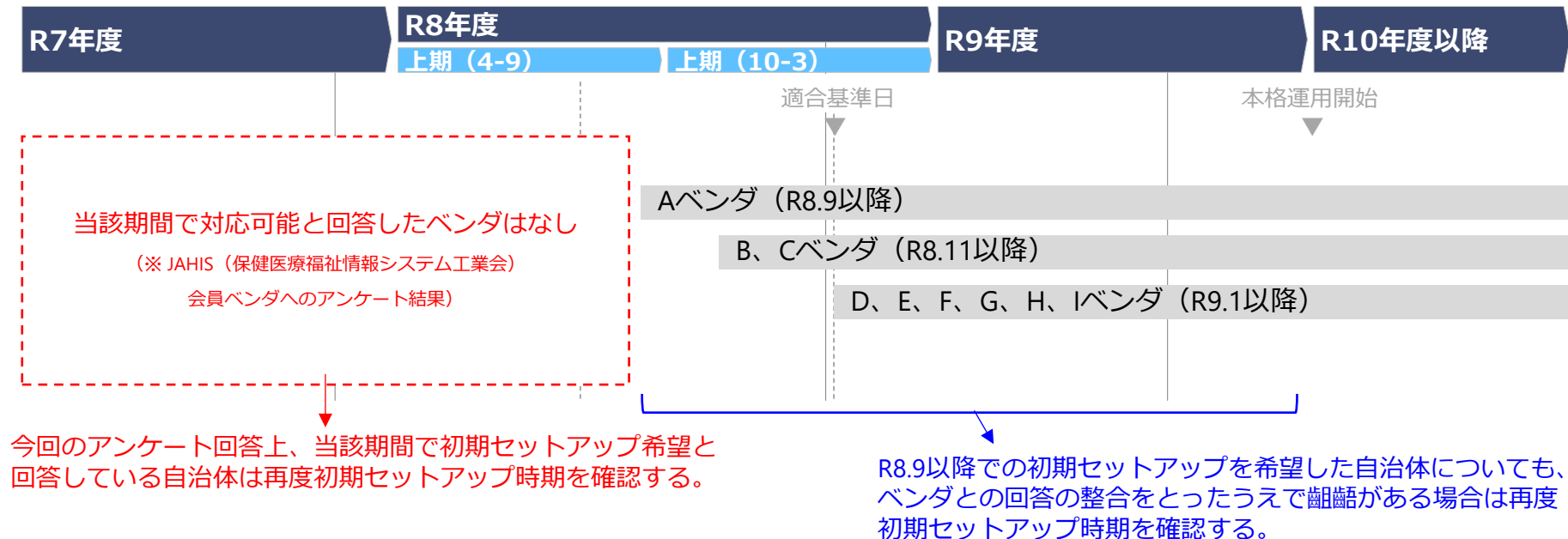
※各自治体の回答結果を踏まえ、初期セットアップ時期を調整させていただく可能性があるため、留意すること。

タスク # 2～5 関連：介護情報基盤への初期セットアップの準備に関する補足説明

自治体アンケート結果に基づく初期セットアップスケジュール確定までの流れ

(1) アンケートの結果について

- 介護情報基盤の整備に当たって、介護情報基盤事業者により**各自治体における介護保険業務の現況調査及び初期セットアップ時期の調整を目的としたアンケート調査を実施**（令和9年9月1日～19日）。○月○日時点で、～～から回答を受領。
- 第1回自治体説明会で説明したとおり、**本アンケートの回答内容に基づき、各自治体の初期セットアップ時期を介護情報基盤事業者から連絡する予定**。自治体ごとに順次スケジュールを策定してメールにて通知するため、**内容（通知している初期セットアップ時期）を確認の上、返信をお願いしたい**。
- アンケートの回答内容に確認が必要な自治体については、確認が取れ次第スケジュールを策定する。このため、介護情報基盤事業者から、回答内容の確認に関する連絡があった場合には対応をお願いしたい。
- なお、介護保険システムのパッケージを開発しているベンダに対してもアンケート調査を行っているが、R8.9よりも前に初期セットアップ可能との回答は得られていないため、自治体の回答内容とベンダの回答の整合を確認したうえで、齟齬があれば個別に再確認させていただく。



(2) 初期セットアップスケジュール確定までの流れについて

- 確定した
時期

タスク # 7、8 関連①：

介護情報基盤活用後の自治体の業務フローの変化

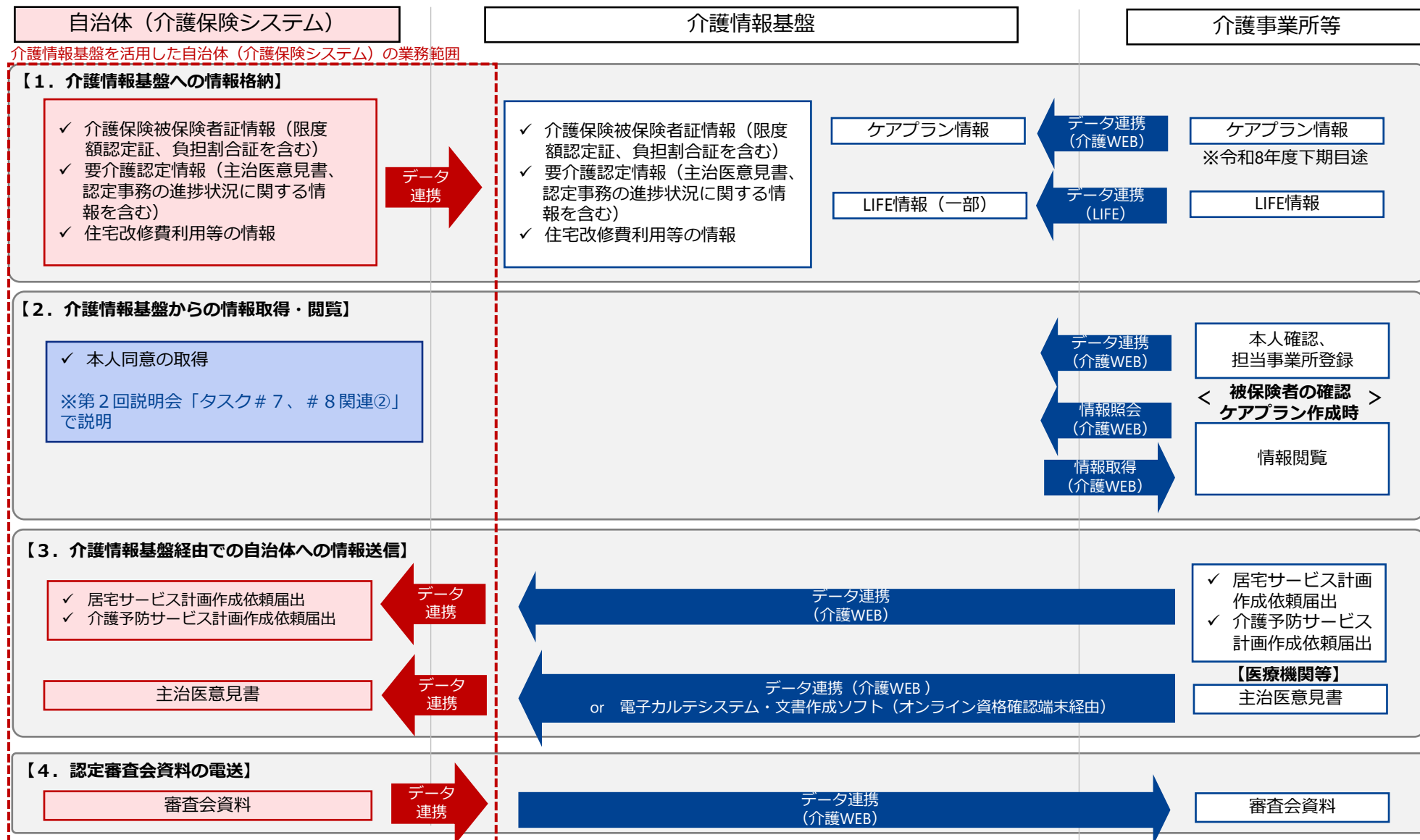
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護情報基盤を活用した業務の流れ（イメージ）

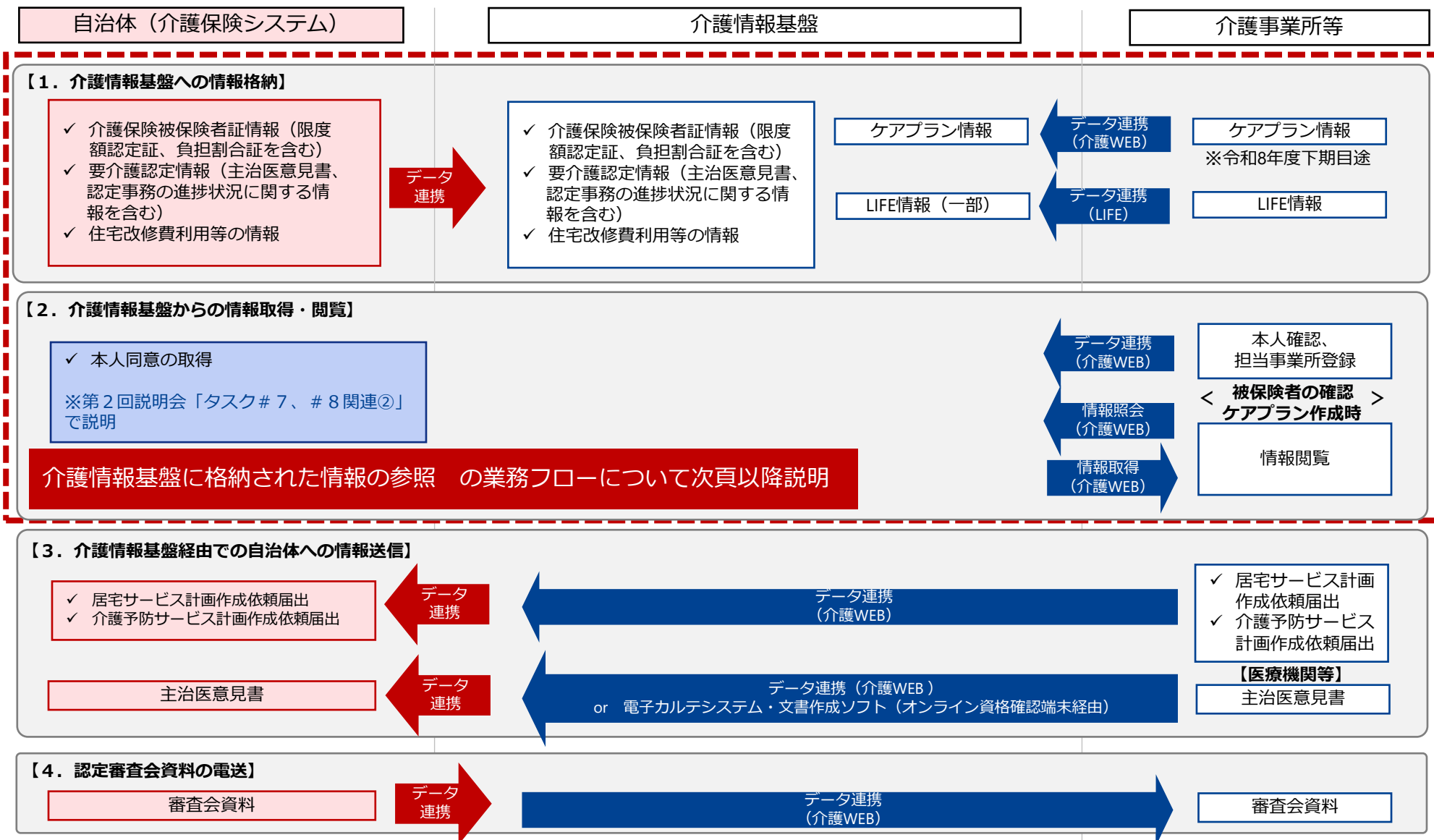
- 介護情報基盤を活用した業務の流れは、以下のとおり。



タスク#7、#8 関連①：介護情報基盤活用後の自治体の業務フローの変化

介護情報基盤を活用した業務の流れ（イメージ）

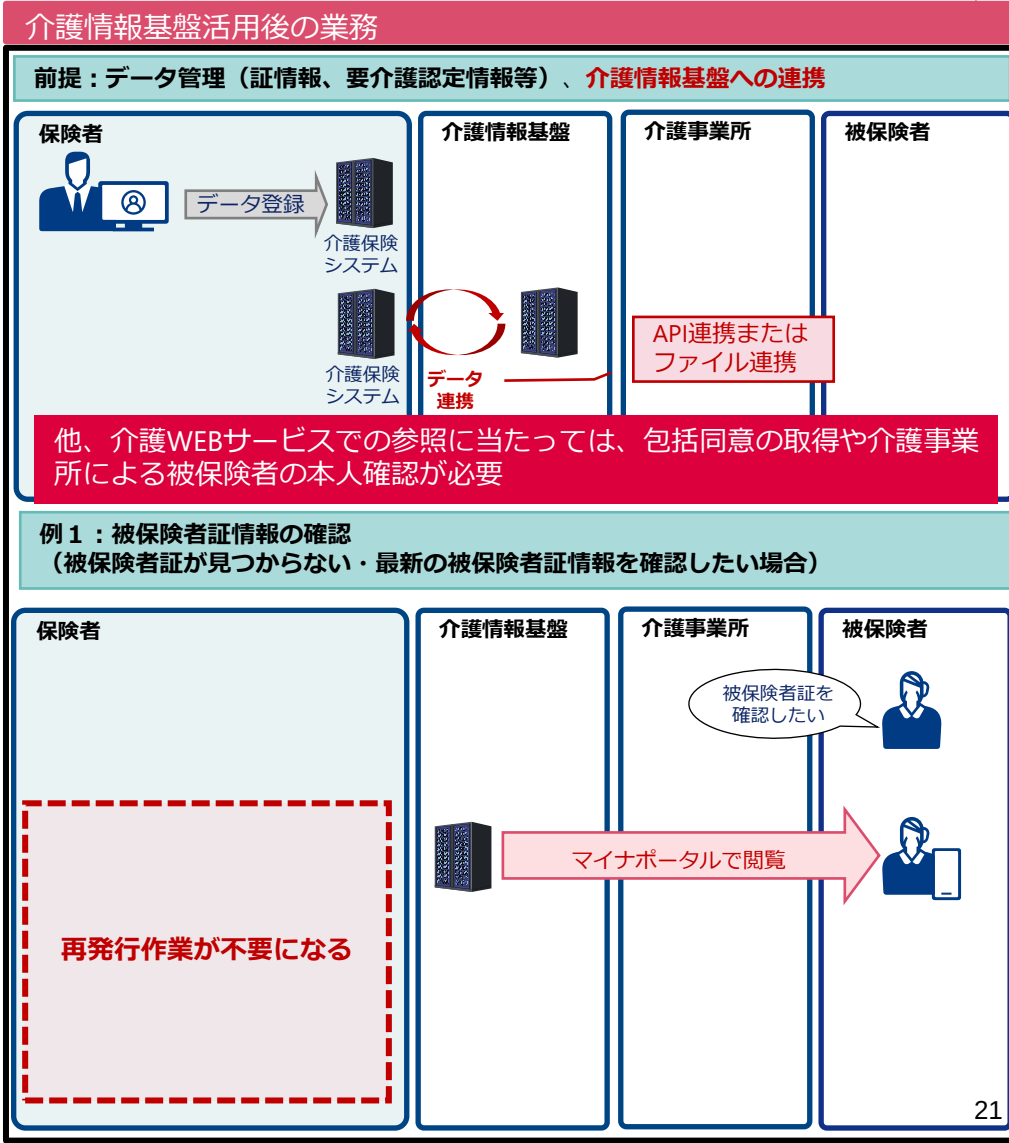
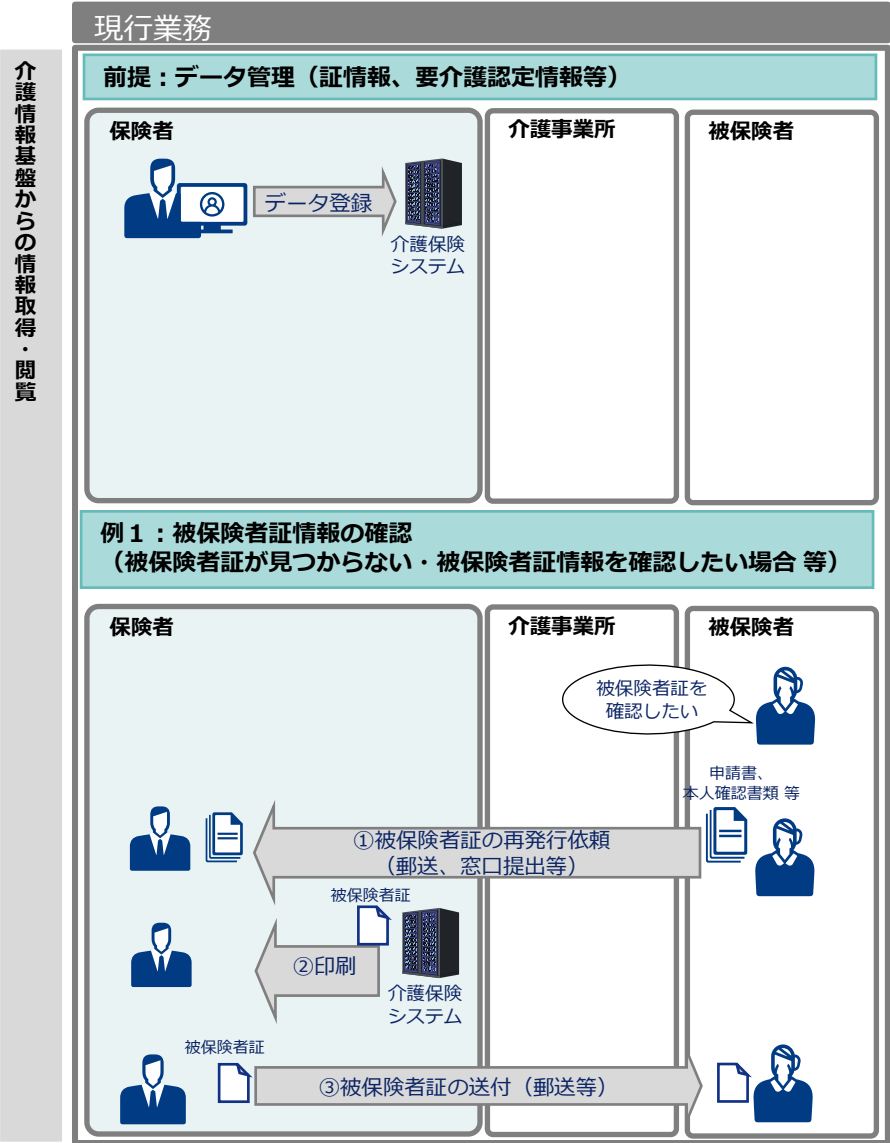
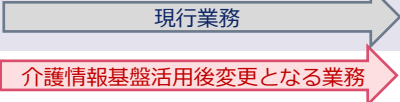
- 介護情報基盤を活用した業務の流れは、以下のとおり。



タスク # 7、 # 8 関連①：介護情報基盤活用後の自治体の業務フローの変化

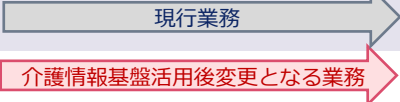
介護情報基盤に格納した情報の参照に伴う自治体業務の変化 例（1 / 3）

- 介護情報基盤に格納した情報が参照できることによる自治体業務の変化の一例は下図のとおり。

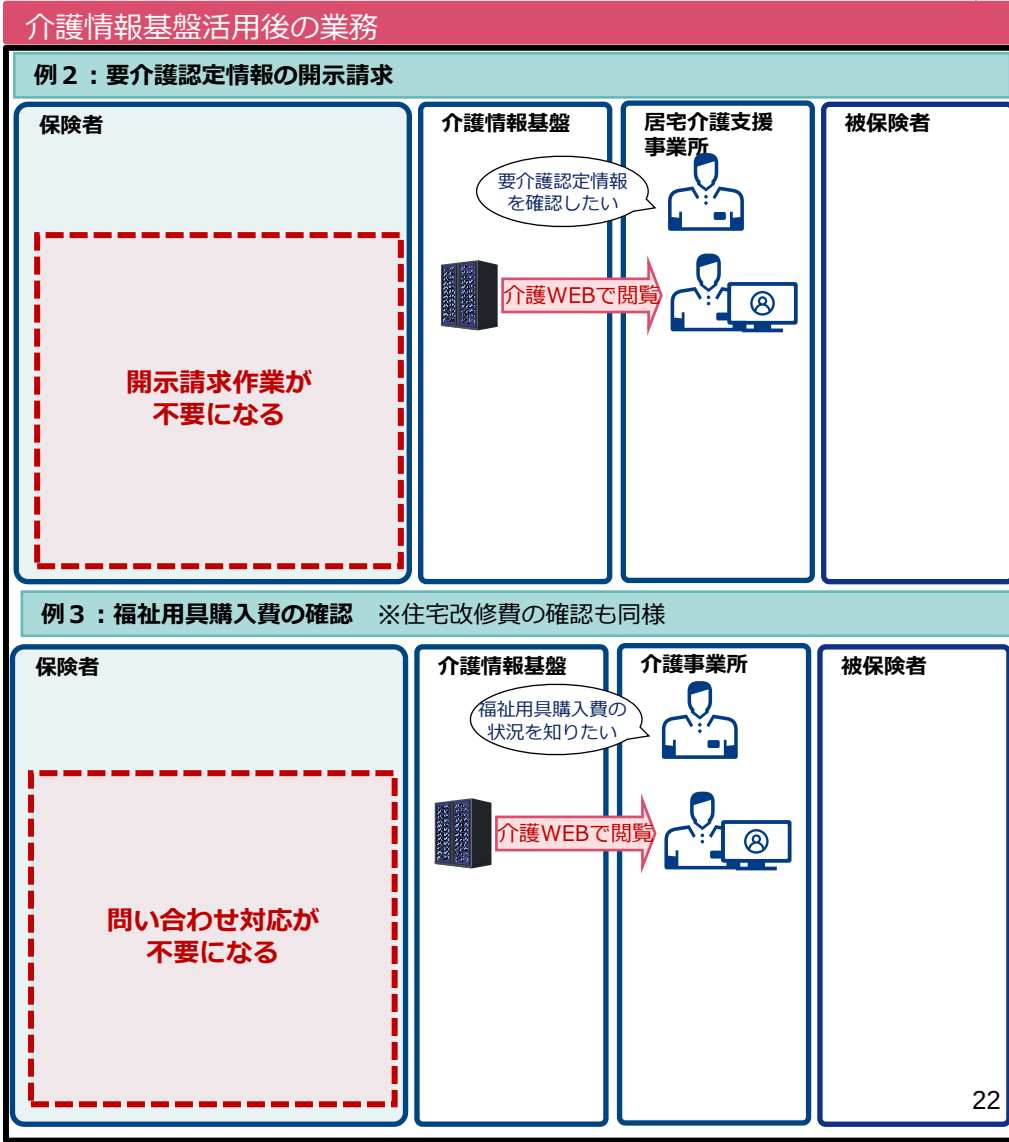
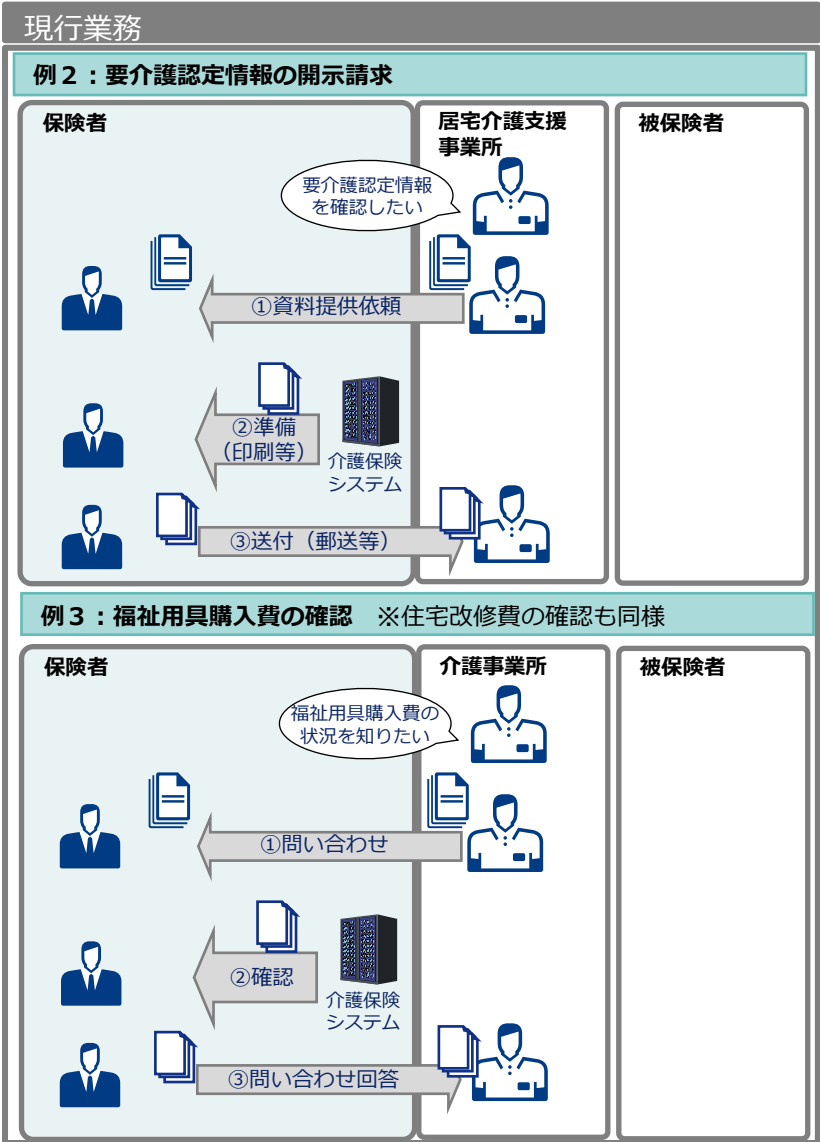


介護情報基盤に格納した情報の参照に伴う自治体業務の変化 例（2 / 3）

- 介護情報基盤に格納した情報が参照できることによる自治体業務の変化の一例は下図のとおり。



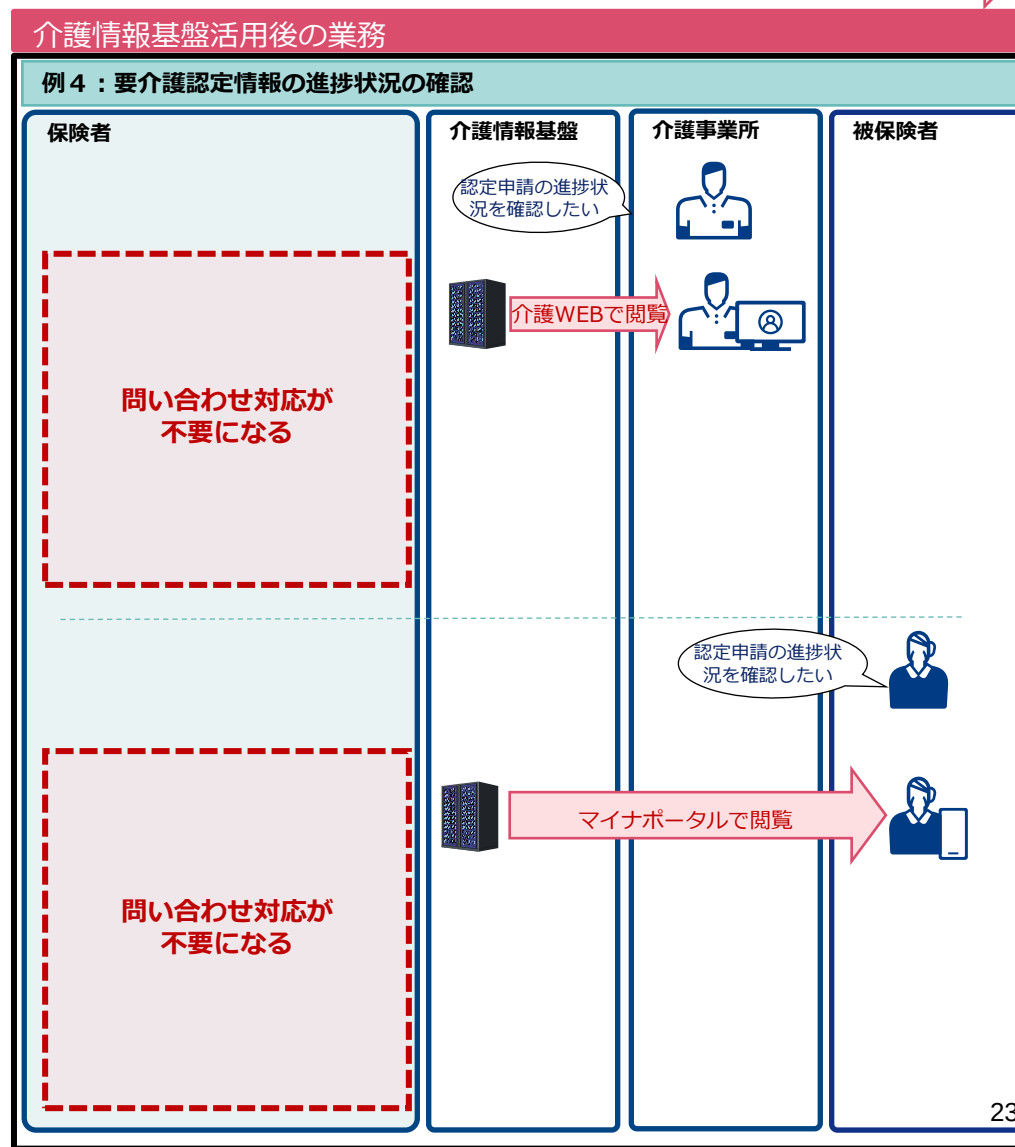
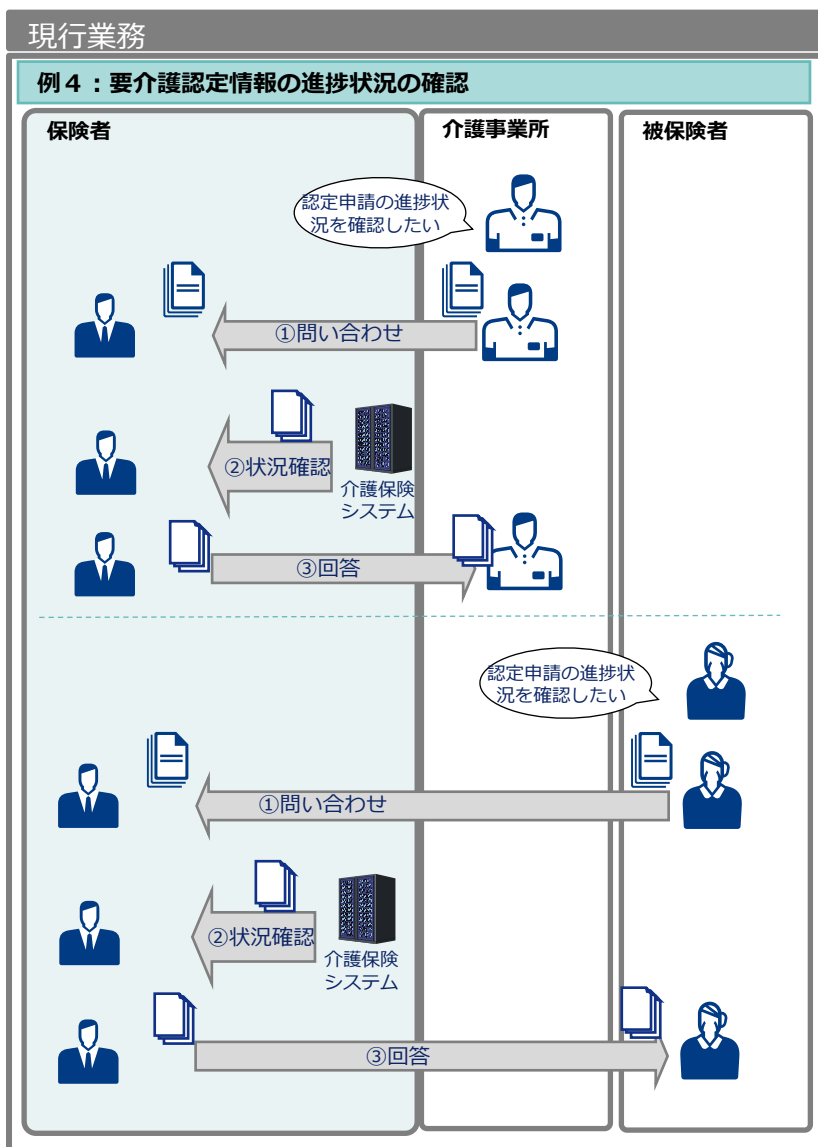
介護情報基盤からの情報取得・閲覧



介護情報基盤に格納した情報の参照に伴う自治体業務の変化 例（3 / 3）

- 介護情報基盤に格納した情報が参照できることによる自治体業務の変化の一例は下図のとおり。

介護情報基盤からの情報取得・閲覧

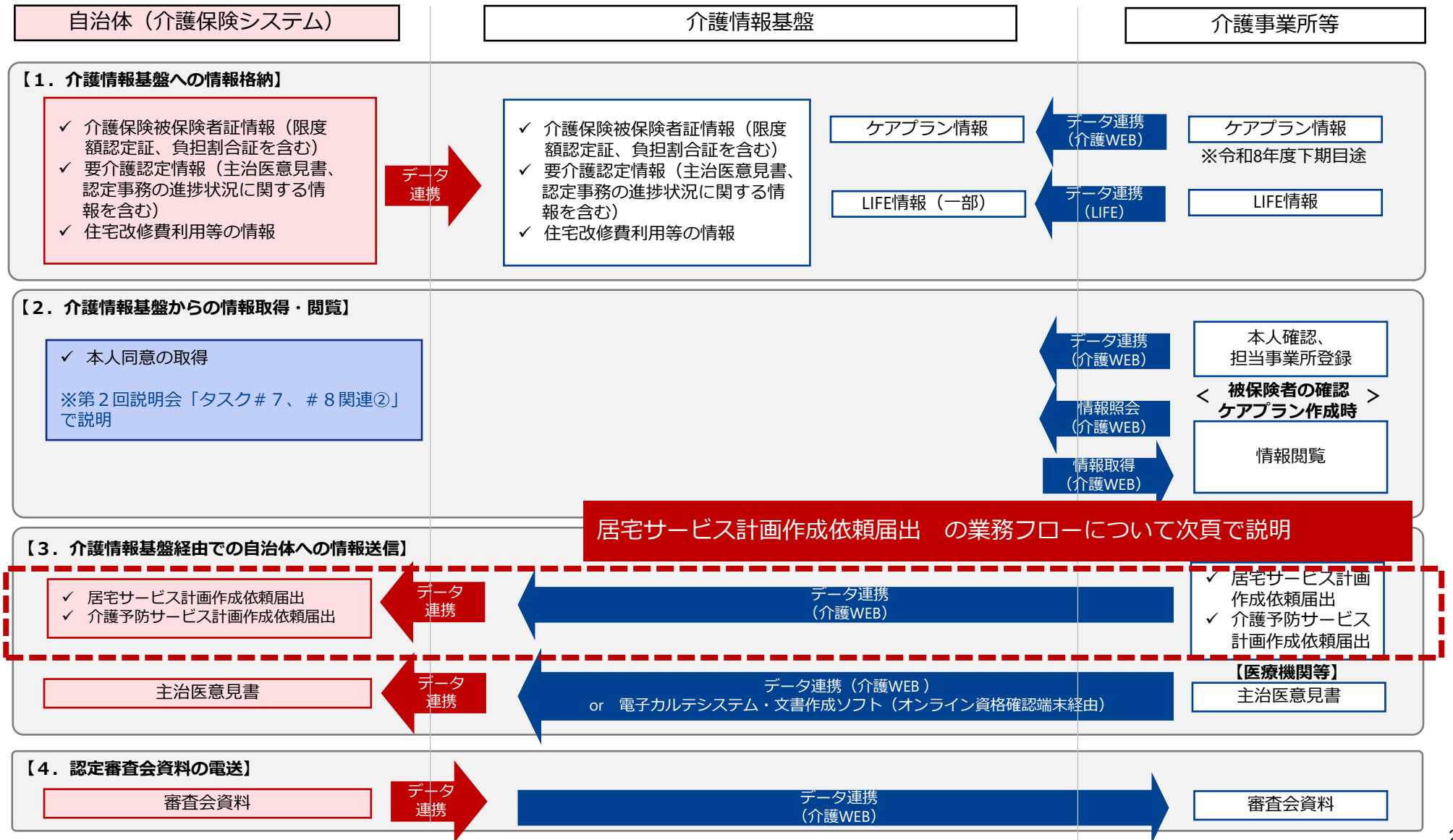


現行業務

介護情報基盤活用後変更となる業務

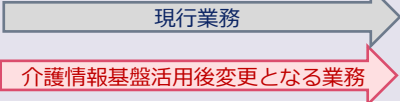
介護情報基盤活用後の業務フロー

● 介護情報基盤を活用した業務の流れのイメージを以下に示す。

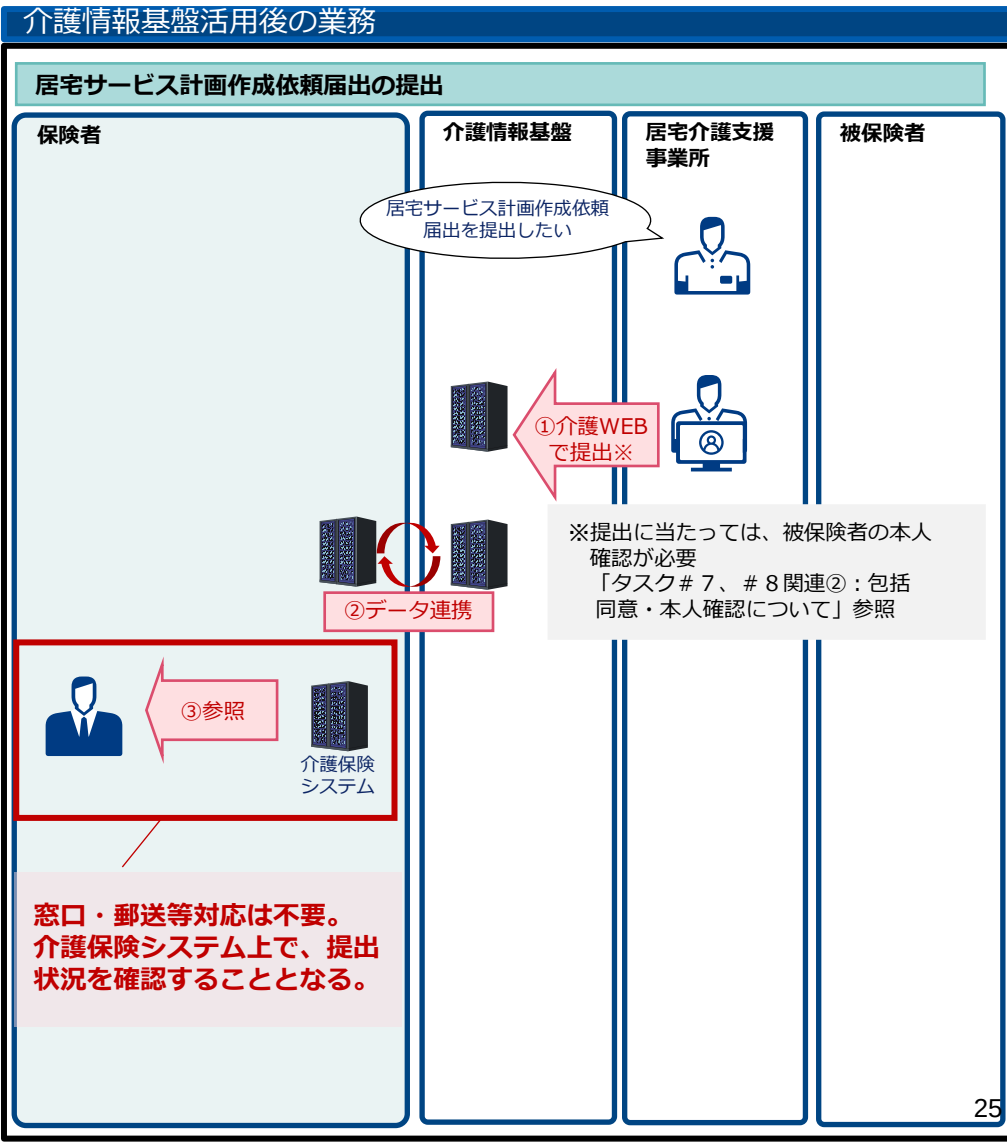
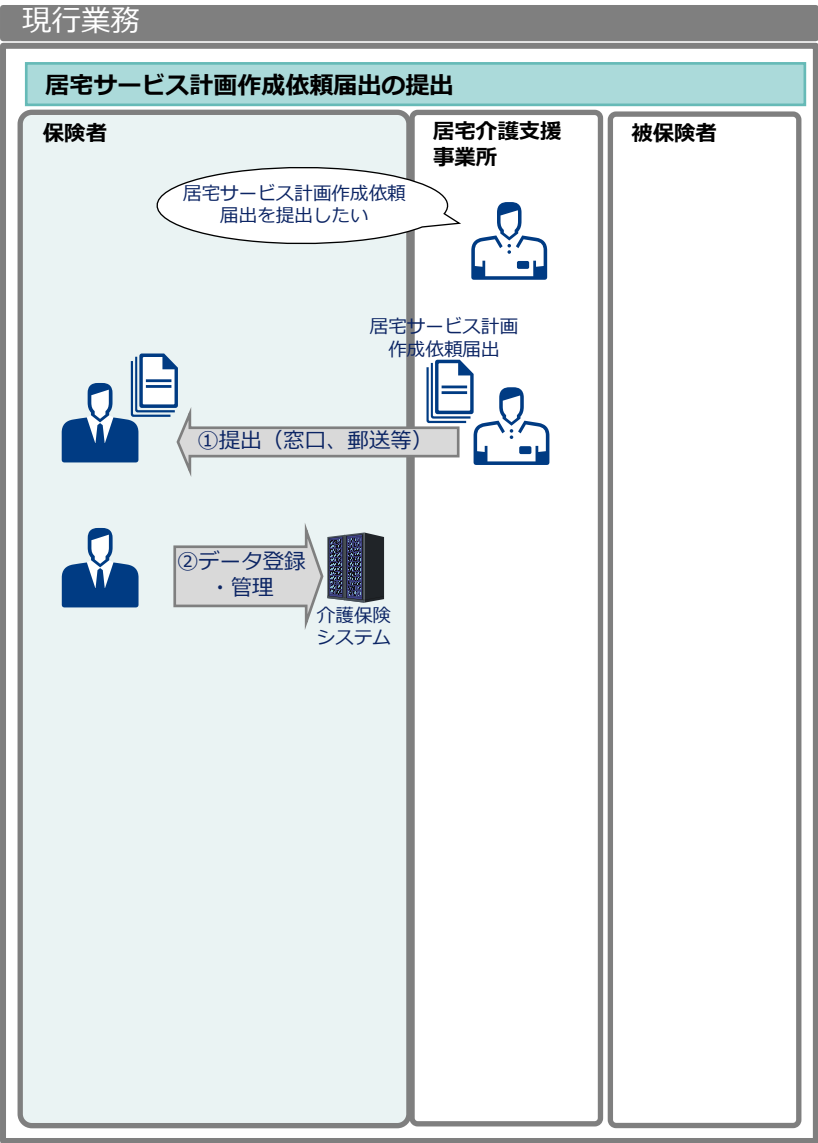


居宅サービス計画作成依頼届出の電子化 に係る自治体業務の変化

- 居宅サービス計画作成依頼届出の電子化 に係る自治体業務の変化は下図のとおり。
(介護予防サービス計画作成依頼届出 の業務の変化も同様。)

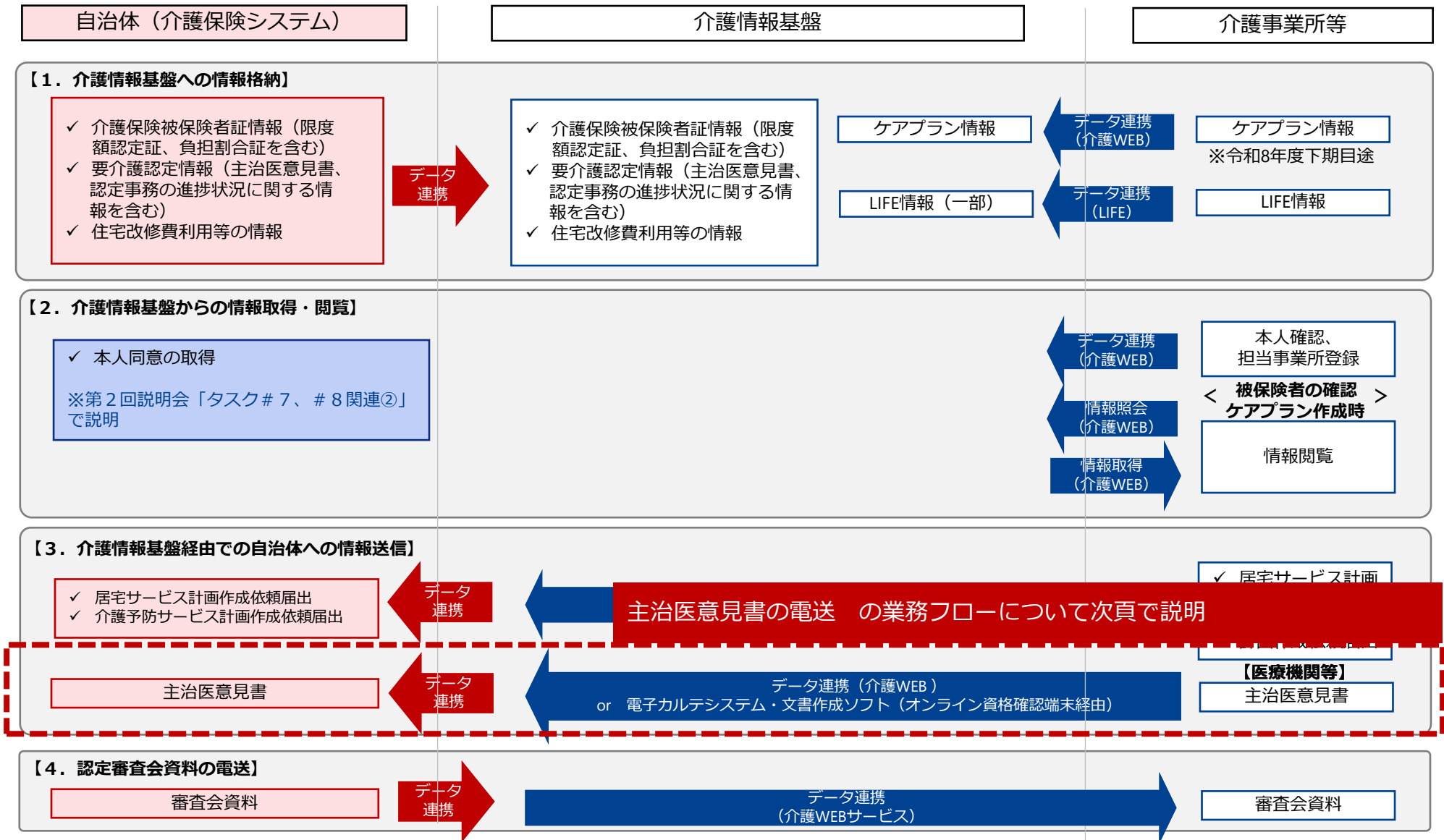


4. 介護情報基盤経由での自治体への情報送信



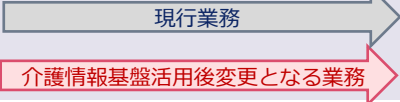
介護情報基盤活用後の業務フロー

● 介護情報基盤を活用した業務の流れのイメージを以下に示す。

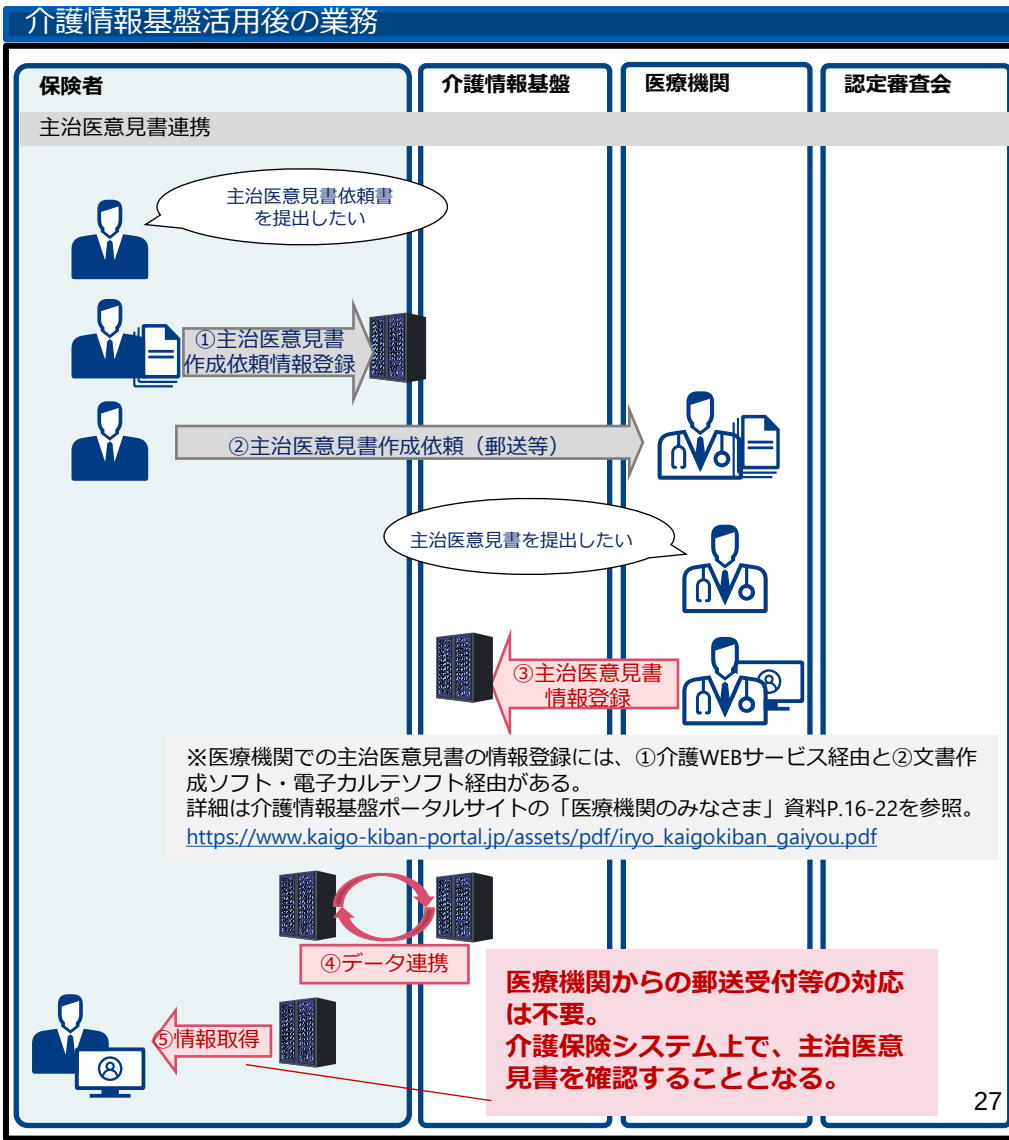
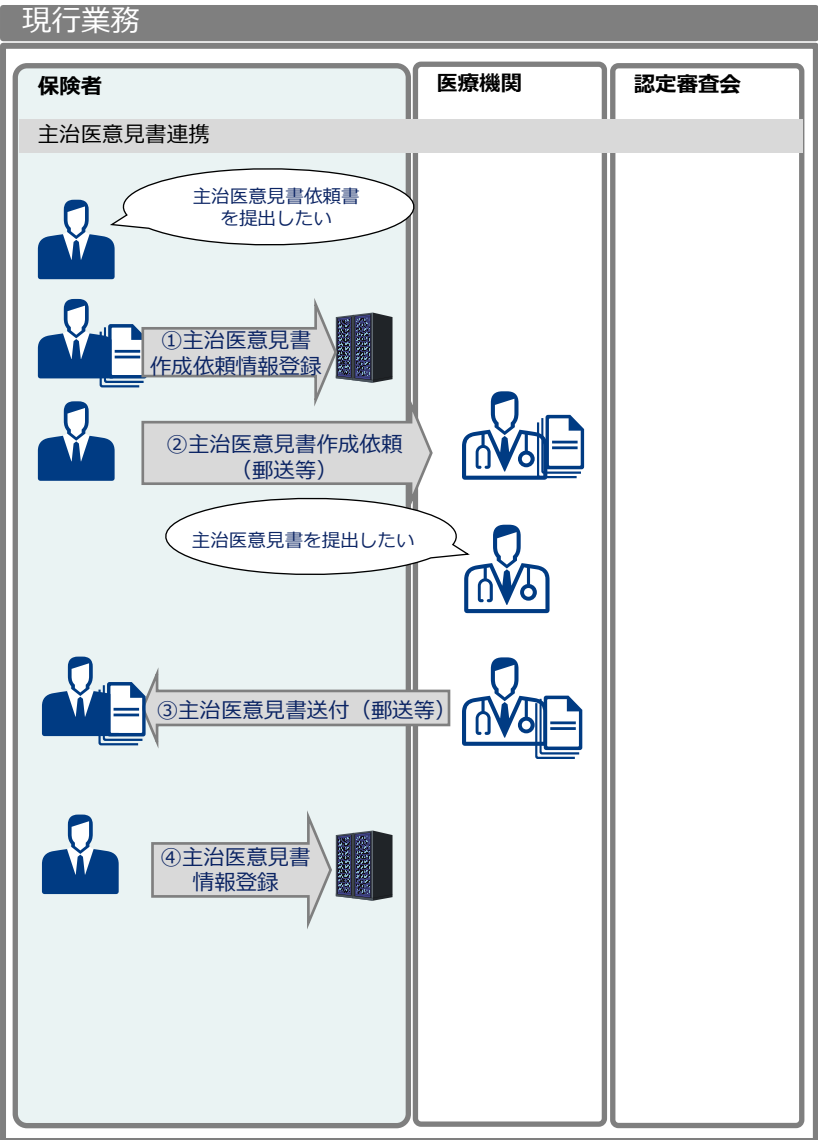


主治医意見書の電送 に係る自治体業務の変化

主治医意見書の電送に係る自治体業務の変化は下図のとおり。

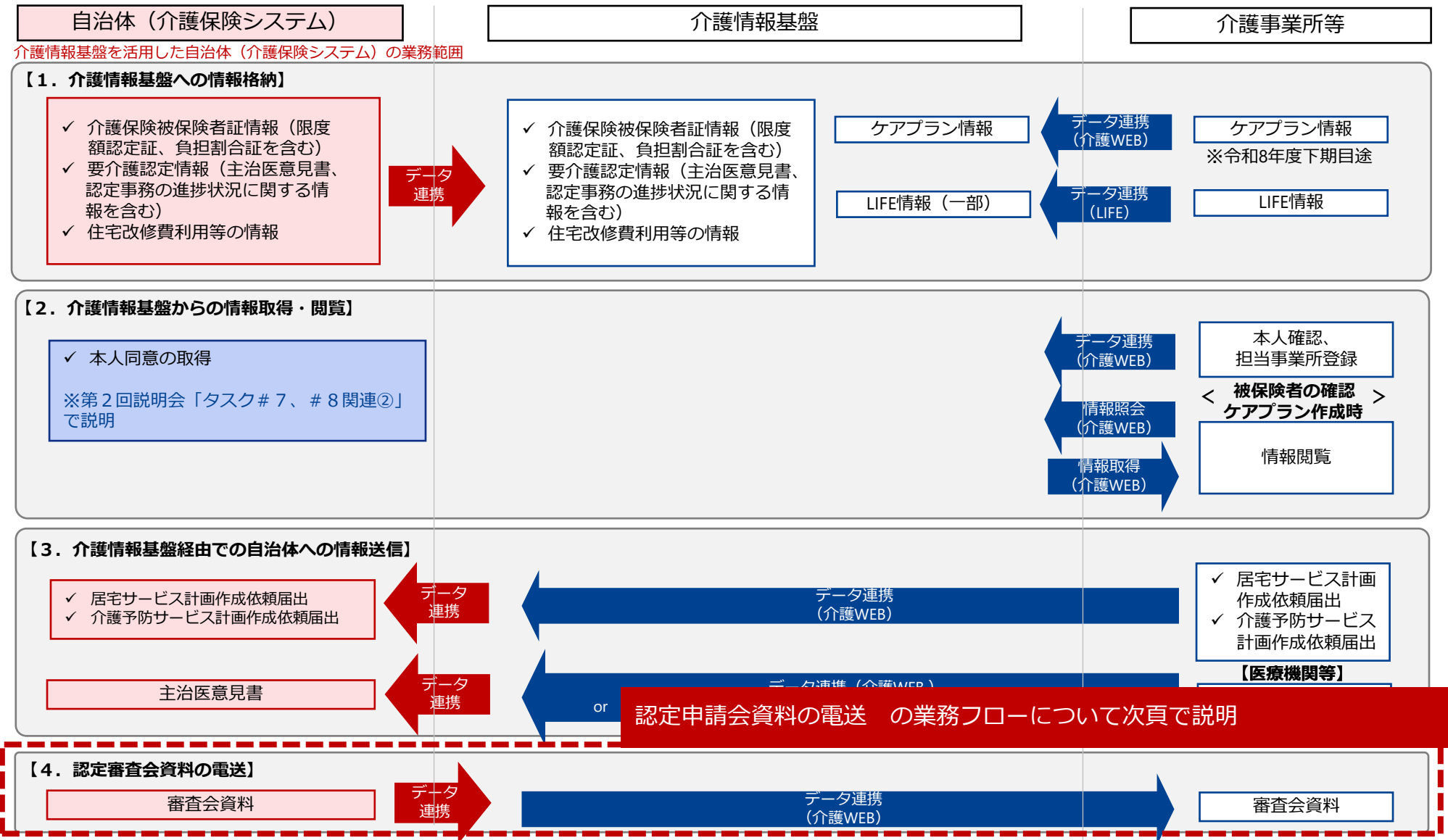


5. 認定調査に係る業務



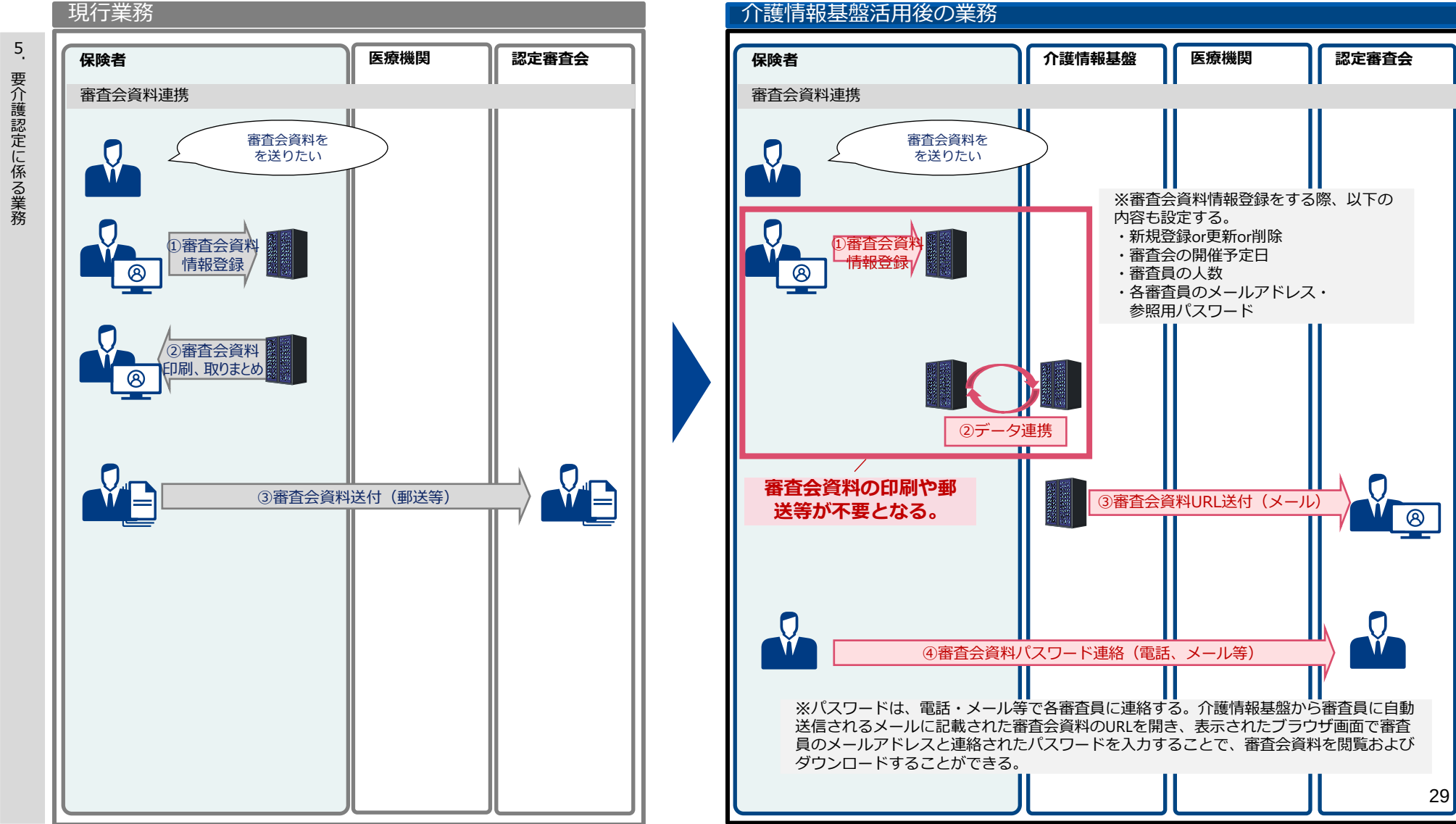
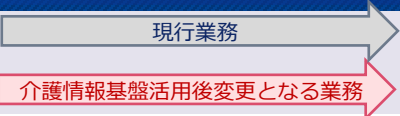
介護情報基盤活用後の業務フロー

● 介護情報基盤を活用した業務の流れのイメージを以下に示す。



認定審査会資料の電送 に係る自治体業務の変化

認定審査会資料の電送に係る自治体業務の変化は下図のとおり。



タスク # 7 ・ 8 関連② :

情報共有に係る同意取得

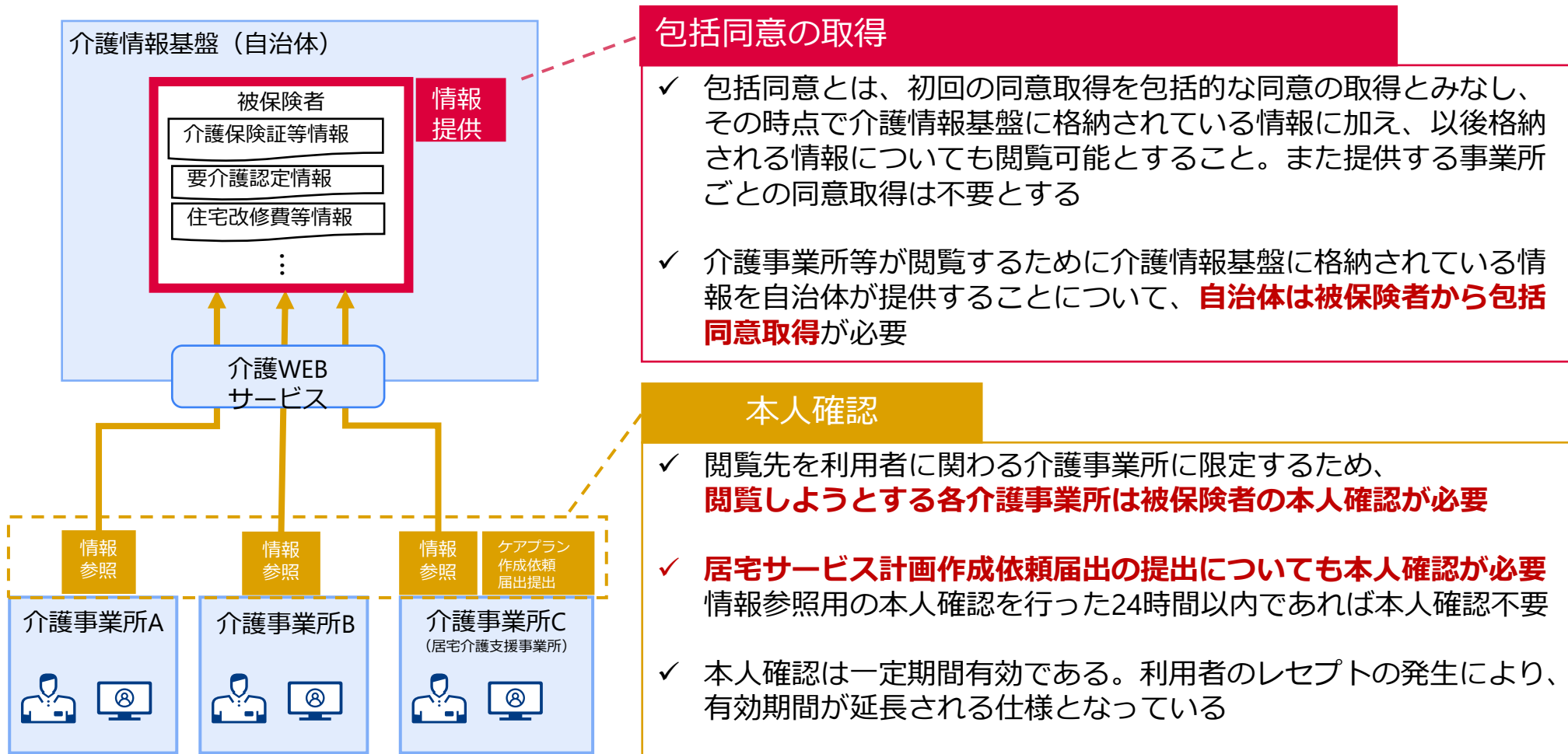
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

情報共有に係る同意取得

- 介護情報基盤に格納されている情報を介護事業所等が介護WEBサービスから参照する際は、①包括同意の取得 ②本人確認 が必要となる。
- また、居宅サービス計画作成依頼届出の提出についても ②本人確認 が必要となる。
- 包括同意の取得方法、本人確認方法を次頁以降で説明する。



包括同意

包括同意取得の方法

- 包括同意は、令和8年4月1日以降（１）新規に要介護・要支援認定申請※を行う被保険者の場合 （２）すでに要介護・要支援認定を受けて介護サービスを利用している被保険者の場合 とで、それぞれ下に示すタイミング・方法で取得可能。

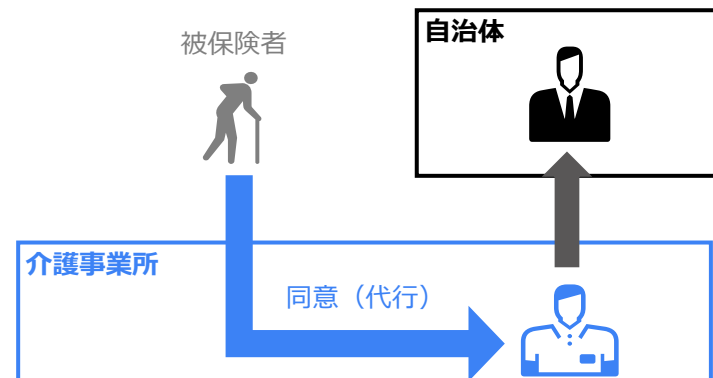
（１）新規に要介護・要支援認定申請※を行う被保険者の場合

- ✓ 被保険者の要介護認定申請時に、**自治体**が同意を取得
- ✓ 「要介護（更新）認定申請書・認定区分変更申請書」に設ける同意欄で同意取得する（次頁参照）



（２）すでに要介護・要支援認定を受け介護サービス利用中の被保険者の場合

- ✓ 被保険者の要介護認定の次回申請時や個別の申し出時に、**自治体**が同意を取得
- ✓ （１）同様の同意欄で同意取得する
- ✓ 要介護認定の次回申請時において同意を取得するまでの間は、**自治体に代わり、居宅介護支援事業所や施設・居住系サービス等の介護事業所**が同意を取得することも可能
- ✓ 自治体に代わって介護事業所が同意を取得する際は、介護WEBサービスを用いて取得する
（４情報入力 または マイナンバーカードによる24時間以内の本人確認が必要。「**本人確認** 本人確認の方法」の頁参照）



包括同意

参考：要介護（要支援）認定申請書の様式変更

- 要介護（要支援）認定申請書について、既存の同意欄を包括同意用に改正した様式を昨日通知（※）。
※平成21年9月30日付老発0930第5号厚生労働省老健局長通知「要介護認定等の実施について」を一部改正
- 介護情報基盤には、要介護認定情報等、ケアプラン情報、LIFE情報が格納され、介護事業所等が電子的に閲覧することができるようになる。これらの情報を閲覧することについて、利用者の同意取得が必要となる。
- 包括同意を取得していない被保険者については、介護情報基盤を用いてこれらの情報の提供が行えないことから、申請日が令和8年4月1日以降の申請については、標準化対応の完了時期に関わらず、各自治体において必要な対応を図られたい。

（新）

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、〇〇市（町村）が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。

本人氏名

（旧）

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

※要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書、要介護認定・要支援認定区分変更申請書の両様式とも、同じ記載

タスク # 7、# 8 関連②：情報共有に係る同意取得
 令和 8 年度以降介護情報基盤活用後における主治医意見書の取り扱いについて

- 令和 8 年 4 月 1 日以降、順次、介護情報基盤経由での情報共有を開始することに伴い、要介護（要支援）認定申請書と合わせて、「主治医意見書」及び「主治医意見書記入の手引き」についても必要な改正を行い、昨日通知。
- ※主治医意見書については、平成21年9月30日付老発0930第 5 号厚生労働省老健局長通知「要介護認定等の実施について」で規定
- ※主治医意見書記入の手引きについては、平成21年9月30日付老老発0930第 2 号厚生労働省老健局老人保健課長通知「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」で規定

○主治医意見書の改正箇所について（医師の同意欄及び特記事項）

（新）

上記の申請者に関する意見は以下の通りです。

医 師 氏 名	電 話	()
医 療 機 関 名	FAX	()
医 療 機 関 所 在 地		

5. 特記すべき事項
 要介護認定及び介護サービス計画作成時に必要な医学的なご意見等を見守りに影響を及ぼす疾病の状況等の留意点を含め記載して下さい。特に、介護に要する手間に影響を及ぼす事項について記載して下さい。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載して下さい。

（旧）

上記の申請者に関する意見は以下の通りです。
 主治医として、本意見書が介護サービス計画作成等に利用されることに
 ☐ 同意する。
 ☐ 同意しない。

医 師 氏 名	電 話	()
医 療 機 関 名	FAX	()
医 療 機 関 所 在 地		

5. 特記すべき事項
 要介護認定及び介護サービス計画作成時に必要な医学的なご意見等を見守りに影響を及ぼす疾病の状況等の留意点を含め記載して下さい。特に、介護に要する手間に影響を及ぼす事項について記載して下さい。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載して下さい。（情報提供書や障害者手帳の申請に用いる診断書等の写しを添付して頂いても結構です。）

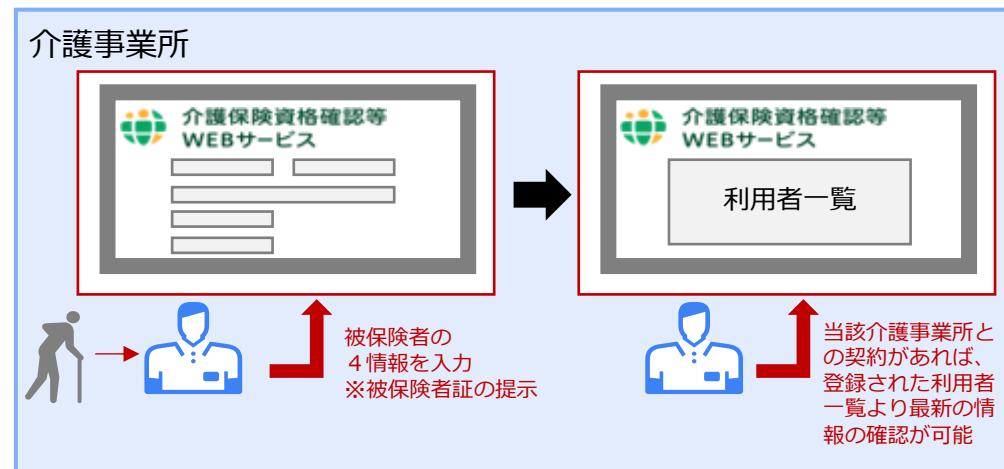
本人確認

介護保険資格確認等WEBサービスの利用（介護情報基盤の情報閲覧）

- 介護事業所が介護保険資格確認等WEBサービスを利用して、被保険者情報等を確認する方法は、(1)介護保険被保険者証(4情報入力)、(2)マイナンバーカードを用いた方法がある。

(1) 介護保険被保険者証の情報（4情報）入力

- ①介護保険被保険者証を提示・確認
- ②介護WEBサービス上で以下の被保険者の4情報を入力し、**利用者として登録**
 1. 介護被保険者番号・介護保険者番号
 2. 被保険者のカナ氏名
 3. 生年月日
 4. 性別

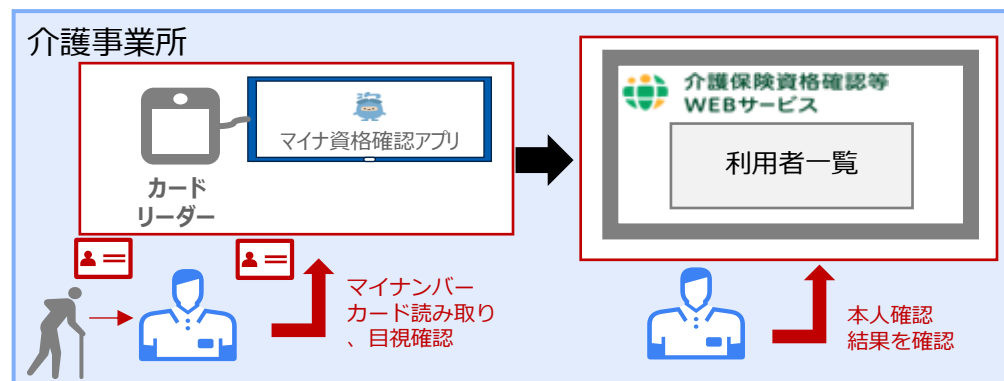


(2) マイナンバーカードの読み取り

- ①マイナンバーカードの券面に表示されている顔写真と利用者本人を目視で確認
- ②**マイナ資格確認アプリを通してカードリーダーでマイナンバーカードを読み取り**

※訪問先等での利用を想定して、令和8年4月からスマートフォン等によるマイナンバーカード読み取りや介護WEBサービスの閲覧を可能とする予定

※事前に医療保険のマイナンバーカード保険証の利用登録をしていることが必要



※なお、被保険者に当該介護事業所との契約があれば、介護被保険者証の提示は2回目以降不要にする方向で検討中です。

タスク # 9 関連

国保連合会・国保中央会との3者契約について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

情報連携事務等の委託契約の概要等

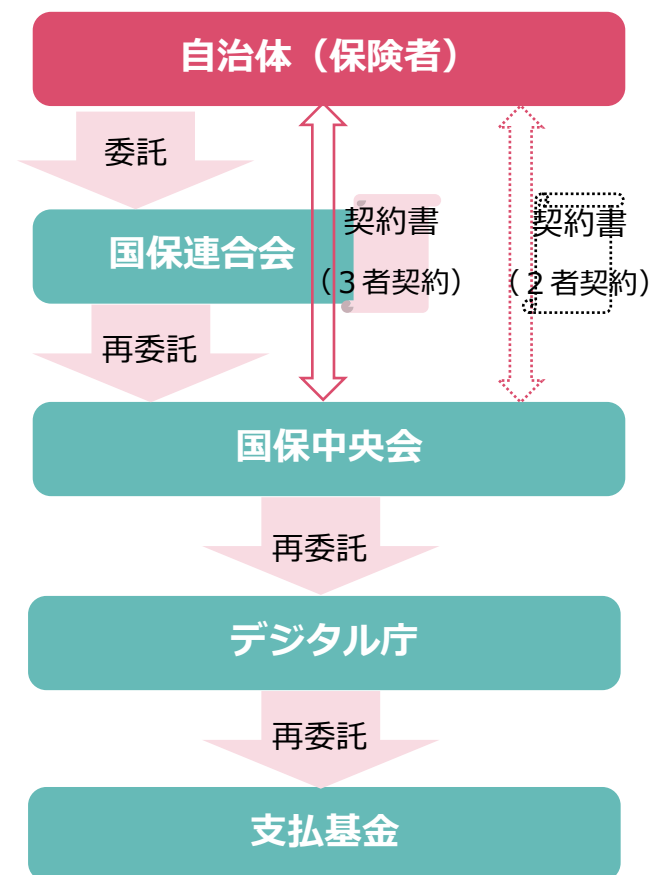
- 各自治体と国保連合会及び国保中央会の間で、特定個人情報の取扱いを含む、被保険者又は被保険者であった者に係る情報の収集、整理、利用又は提供に関する事務の委託契約を締結する。
- 介護情報基盤を活用した介護情報の共有を行うためには、**各自治体、国保連合会及び国保中央会の3者契約を締結する必要**がある。本年11月中に契約書案の確認を依頼する予定。

● 契約の概要

- 「関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業」（改正介護保険法第115条の45第2項第7号）の実施に係る被保険者等に係る情報の収集、整理、利用又は提供に関する事務（特定個人情報の取扱いを含む。）について、各自治体が国保連合会に委託し、国保連合会が国保中央会に再委託する。
- 本契約は改正介護保険法第115条の47第10項及び第11項の規定に基づくものであり、かつ契約書の内容は全国一律とすることから、契約の締結日は全ての自治体において令和8年4月1日（改正介護保険法の施行の日）とする。
- なお、介護情報基盤の運用経費に係る自治体の負担金に係る契約については、本委託契約とは切り離し、市町村と国保中央会との間で別途2者契約を締結することを想定（締結時期を含めた詳細は決まり次第、別途案内する）。

● 契約書案の確認の観点（例）

- 特定個人情報の取扱いに関して、自治体の規則等と照らして問題はないか。
- 再委託される業務の範囲（次頁参照）について、自治体の約款に影響はないか。
- 本契約は保険者機能を有する自治体や広域連合等が、地域支援事業の実施主体として締結することを想定している。地域支援事業の実施主体について、広域連合等の規約等に照らして問題がないか。



各自治体（保険者）が委託する業務について

- 国保中央会が管理、運営する介護情報基盤を活用し、利用者、自治体（保険者）、介護事業所、医療機関が、介護情報を連携する。
- 各自治体は、介護情報基盤における情報連携事務等を、国保連合会に委託し、国保連合会が国保中央会に再委託する。なお、一部の事務は支払基金等に再委託する。

（１）介護情報基盤における情報連携事務

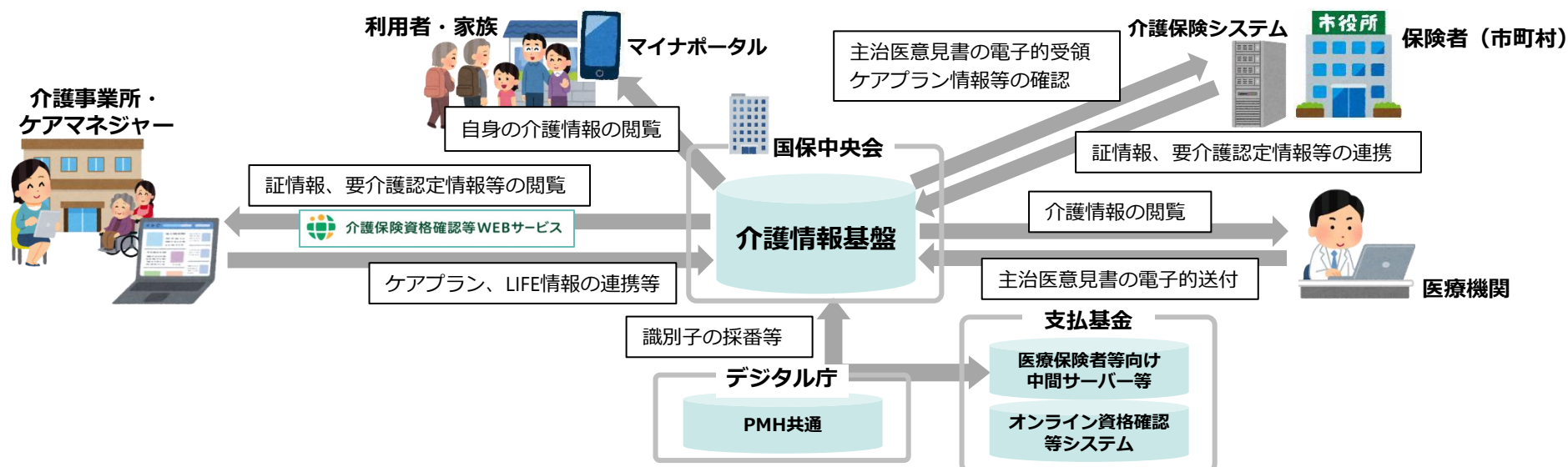
自治体等における介護保険の被保険者に係る情報の登録、介護事業所等における被保険者に係る情報等の確認、被保険者に係る情報等の管理その他介護情報基盤等を活用した介護保険関係事務の電子化を実現するために必要となる情報連携を実施すること。

（２）医療保険者等向け中間サーバー等における情報連携事務

PMH（共通）を経由して医療保険者等向け中間サーバー等にて実施する、自治体等における被保険者に係る情報の登録の際に必要な被保険者を一意に識別する識別子の採番及び当該識別子のオンライン資格確認等システムへの情報連携を実施すること。

（３）オンライン資格確認等システムにおける情報連携事務

介護事業所等からの照会に対して、オンライン資格確認等システムにより識別子の提供を行うこと。



■ アジェンダ

1. はじめに（3分）
2. 自治体タスクに係る補足事項（35分）
- 3. その他の共有事項（7分）**
4. 多く寄せられた質問への回答（10分）
5. 質疑応答（35分）

3-1 介護事業所・医療機関への助成金周知

- 令和7年10月17日（金）より介護情報基盤ポータルで介護事業所・医療機関の助成金申請の受付を開始。
- 介護情報基盤の導入準備で発生した費用は国民健康保険中央会の助成を受けることができる。令和7年度における助成金申請受付は、令和8年3月13日（金）迄を予定している。

介護情報基盤導入準備に係る助成金のご案内



介護事業所・医療機関 （介護サービス提供医療機関）

カードリーダーの
購入経費



介護情報基盤との
接続サポート等経費



医療機関 （主治医意見書作成医療機関）

主治医意見書の
電子的送信機能の
追加経費



- ※ 主治医意見書を作成する介護老人保健施設・介護医療院は介護保険資格確認等WEBサービスで主治医意見書の電送が可能
- ※ 介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要な端末設定等について、技術的支援を受けられる

申請受付期間：令和7年10月17日（金）～令和8年3月13日（金）予定

介護事業所や医療機関における介護情報基盤の活用イメージについては、以下のとおり。

●介護事業所

＜居宅介護支援事業所・介護サービス事業所＞

契約時

 介護保険資格確認等WEBサービス



各事業所にて本人確認、
担当事業所登録を実施

情報閲覧

 介護保険資格確認等WEBサービス



各事業所にてログ
インの上、介護保
険被保険者証情報、
要介護認定情報等
を閲覧*

＜居宅介護支援事業所のみ＞

居宅サービス利用届出

 介護保険資格確認等WEBサービス



各居宅介護支援事業
所にてログインの上、
利用者の承諾の下、
居宅サービス計画作
成依頼届出を提出

* 介護ソフトを導入している介護事業所の場合、
介護ソフトから閲覧可能となる想定

●医療機関

主治医意見書の送付



現在使用している主治医意見
書作成ソフト、電子カルテ等
で主治医意見書を記載
or
介護保険資格確認等WEBサー
ビス上で主治医意見書を記載

電子的に送付

保険者である自治体の介護
保険事務システムで電子的
に受領

自治体担当者



介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

1. 助成対象経費

- ①カードリーダーの購入経費 ②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

2. 助成限度額等

1. 対象	2. 補助率	3. 助成限度額
200床以上の病院	1 / 2	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	3 / 4	助成限度額は39.8万円まで

申請・補助方法

国民健康保険中央会のポータルサイト経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。

3-1 介護事業所・医療機関への助成金周知

- 介護情報基盤導入準備に係る助成金申請は、介護情報基盤ポータルで受付している。介護情報基盤ポータルへのログインが必要となるため、介護情報基盤ポータルのユーザ登録を行う必要がある。
- 介護情報基盤ポータルで、「助成金交付要綱」「助成金申請手続き」「助成金申請（詳細フロー）」を公開している。

介護情報基盤導入準備に係る助成金の申請方法

介護情報基盤ポータルログイン



介護情報基盤ポータル<トップページ>から「ログイン」を実施。

マイページ



マイページより「各種申請」を押下。

助成金申請



- 助成金申請から該当の申請を押下すること。
- 申請画面に必要情報の入力、必要書類を添付して、申請を完了させること。

3-1 介護事業所・医療機関への助成金周知

- 介護情報基盤ポータルで「介護情報基盤導入準備に係る助成の周知ツール」を近日公開予定。
- 自治体様から介護事業所・医療機関の皆様への周知にあたって、活用の上案内をお願いしたい。

介護情報基盤導入準備に係る助成の周知ツール（イメージ）

ケアプラン
データ連携システム

介護情報基盤

**ひとつになる
いいことふえる。**

ケアプランデータ連携システムは、介護保険資格確認等WEBサービスを通じて
介護情報基盤へ統合予定です。

**より早く
よりスムーズに**
居宅サービスと連携を取り、居宅サービスなどの
介護情報もスムーズに統合でき、
事務に手配できるようになります。

**WEBブラウザで
利用可能に**
これまでインストールが不要になり、
より手軽に利用できます。

**さらに見やすい
画面へ**
従来の画面はそのままに、
いっそう操作が簡単になりました。
リニューアルします。

ケアプランデータ連携システムを利用開始
フリーパスキャンペーン実施中

令和8年度中
WEBブラウザから利用可能に

公益社団法人
国民健康保険中央会

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

便利なポータルサイトがオープンしました。
介護情報基盤ポータル 検索

導入への助成金をご用意しています。詳しくは裏面で。

介護情報基盤を導入するメリット

介護事業所等
ケアプランの電子的なやりとりに加え、ケアプランの作成状況や、
ケアプラン作成に必要な資料（認定調査票、介護保険資格確認書等）を
デジタルで確認できるようになり、アナログでの対応が削減されます。

医療機関
主治医意見書や請求書類などをオンラインで送付できるようになり、
印刷・郵送の時間が短縮できます。

本来的な業務
ケアプラン作成
ケアプラン利用
ケアプラン管理

アナログでの対応
移動
電話
郵送

**より介護を受ける人の
思いに寄り添うサービスが可能に**
ヒアリングに合わせた
大切なことに
時間をかけられる。
ゆとりをもって
利用者に寄り添える。

助成金のご案内

介護情報基盤を導入するには、介護事業所や医療機関は導入の準備が必要です。
導入の準備で発生した費用は国民健康保険中央会の助成を受けることができます。
申請は介護情報基盤ポータルにて受け付けています。
申請受付期間：令和7年10月17日(金)～令和8年3月13日(金)予定

介護事業所・医療機関
(介護サービス提供医療機関)

医療機関
(主治医意見書作成医療機関)

**カードリーダーの
購入経費**

**介護情報基盤との
接続サポート等経費**

**主治医意見書の
電子的送信機能の
追加経費**

※ 主治医意見書を作成する介護老人保健施設・介護医療院は介護保険
資格確認等WEBサービス主治医意見書の電送が可能
※ 介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要な端末設定等につ
いて、技術的支援を受けられます

介護情報基盤ポータル 検索

公益社団法人
国民健康保険中央会

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3-2 保険者へのアカウント発行の周知

- 自治体向けアンケート結果の回答をもとに、11月以降保険者様へ順次介護情報基盤ポータルへログインID、初期パスワードを発行・通知する。（令和7年10月17日事務連絡にて通知済み）
- 介護情報基盤ポータルのお知らせで「初回ログイン手順書」を案内する予定。確認の上、ログインをお願いしたい。

ID発行・通知スケジュール

10月		11月		12月
	▼10/17 事務連絡通知			
				保険者様へ 介護情報基盤ポータルの ログインID・初期パスワード 発行・通知

留意事項

- 介護情報基盤ポータルのログインIDは、自治体向けアンケートで回答いただいたメールアドレス宛に通知する。
- 10/27（木）に自治体向けアンケートフォームを閉鎖したため、アンケートの回答内容の修正を希望する自治体は、介護情報基盤ポータルの問い合わせフォームへ問合せすること。

3-3 前回の問い合わせにおけるQA_介護情報基盤コールセンターに寄せられた問い合わせのQA

- 10月17日（金）より、介護情報基盤ポータルのチャットボット・フォーム、電話にてお問い合わせの受付を開始した。

チャットボット・フォーム・電話で問い合わせを受け付けています

介護情報基盤ポータル

お知らせ 各種申請 よくあるご質問 各種資料 お問い合わせ ログイン

トップページ > お問い合わせ

お問い合わせ

以下から方法をご選択いただけます。

AIチャットに質問

フォームでのお問い合わせ

お電話でのお問い合わせ

AIチャットに質問

チャットで質問する

なんでもお答えします！

お問い合わせ 相談室について

チャットの使い方を教えます。

24時間365日対応

AIチャットが素早くお答えします

AIチャットに質問する

フォームでのお問い合わせ

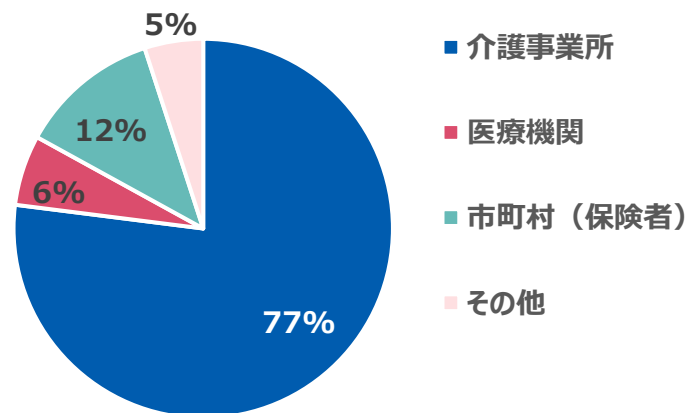
24時間365日、フォームにてお問い合わせを受け付けております。
いただいた内容への回答は、翌営業日以降となる場合がございます。
お急ぎの際は、営業時間内にお電話くださいますようお願いいたします。

※お問い合わせの内容によっては、回答までにお時間を頂く場合や回答を控えさせていただく場合もございます。予めご了承ください。
※お問い合わせフォーム送信後、自動で受付メールを送信いたします。no-reply@mak.keigo-kibun-portal.jp からのメールを受信できるようにお使いのメールソフトの設定をご確認ください。

氏名 ※必須 例：山田太郎



市町村（保険者）の皆様からもお問い合わせいただいています （11月12日時点）



3-4 本説明会内容に関する問い合わせについて

- 本説明会に関する問い合わせについて、説明会終了後は介護情報基盤ポータルサイトで受け付けます。

- 説明会終了後の説明会に関する問い合わせは、介護情報基盤ポータルサイトのフォームで受け付けます。
※電話ではなく、フォームから問い合わせするようにご注意ください。
※お問い合わせ件名に、【第2回自治体説明会について】を記入してください。

【介護情報基盤ポータルサイトのフォーム】

<https://forms.office.com/r/At13nmwxGp>



お知らせ 各種申請 よくあるご質問 各種資料 お問い合わせ

お問い合わせ件名 ※必須

入力可能文字数：40文字

例：ログイン方法がわからない

第2回自治体説明会について

- 今後、自治体の皆様からよくいただくご質問については、Q&Aとして情報提供いたします。Q&Aの公開先等については、追って事務連絡で今後周知します。

3-5 本説明会の資料・動画掲載について

- 本説明会の資料は、厚生労働省のホームページ「介護情報基盤について」に掲載しているため、ご参照ください。

掲載先：厚生労働省ホームページ「介護情報基盤について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59231.html

- 説明会の動画は終了後に一定期間公開する予定であり、公開先の URL は後日事務連絡でお知らせします。

アジェンダ

1. はじめに（3分）
2. 自治体タスクに係る補足事項（35分）
3. その他の共有事項（7分）
4. **多く寄せられた質問への回答（10分）**
5. 質疑応答（35分）

4 多く寄せられた質問への回答

- 第1回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

タスク#1～5 初期セットアップに係るタスク

項番	質問内容	回答内容
No.1	初期セットアップ期間中において自治体はどのような作業を行うのか。	第二回自治体説明会の3章「タスク#1～5 初期セットアップに係るタスク」で記載しておりますが、詳細は今後介護情報基盤操作マニュアルを配布しますのでご確認ください。
N0.2	初期セットアップに関して、何人が、何時間くらいの作業をする必要があるのか。	各保険者様の連携するデータ量にもよりますが、原則職員様の定時の範囲内での対応と致します。
No.3	初期セットアップ期間は、介護保険システムは使用できなくなるのか。	初期セットアップ中でも介護保険システムは使用可能です。
N0.4	初期セットアップ期間はいつ決まるのか。	第二回自治体説明会の2章「各自治体の移行アンケートの回答結果」で記載しておりますが、今後日程の個別調整が必要となるため、自治体によって決定時期は異なります。
N0.5	初期セットアップ期間の変更は可能か。	第二回自治体説明会の2章「各自治体の移行アンケートの回答結果」で記載しておりますが、今後日程の個別確認時に変更希望の旨をご連絡ください。
N0.6	介護情報基盤との連携を含むシステム標準化の対応日程が適用基準日を過ぎてしまう場合、または標準化の対応日程が未定の場合、初期セットアップ日や介護情報基盤の活用にはどのような影響が生じるか。	適合基準日の延期はできません。適合基準日までの対応をお願いします。

4 多く寄せられた質問への回答

- 第1回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

タスク#1～5 初期セットアップに係るタスク

項番	質問内容	回答内容
N0.7	介護保険システムから介護情報基盤への接続に関して、ネットワーク回線種別（インターネットまたはLGWANなど）や、接続先IPアドレス等の情報を知りたい。	第二回自治体説明会の3章「タスク#1～5 初期セットアップに係るタスク」で接続設定について記載しております。記載の内容を確認の上、各自治体の情報政策課等のシステム担当部署(部門)・担当ベンダとご相談の上、接続設定を行ってください。
N0.8	認定審査会運営等の一部事務のみ行っている場合は、構成市町村経由で介護情報基盤に接続する方式を採用する認識でよいのか。また、その際に介護情報基盤に接続する必要はないと認識でよいのか。 ※広域連合・一部事務組合向け	貴組合の場合においては、構成市町村経由で介護情報基盤に接続する方式で介護情報基盤との接続設定をお願いいたします。その際、貴組合が介護情報基盤に接続する必要はございません。

4 多く寄せられた質問への回答

- 第1回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

タスク#6 PIA（特定個人情報保護評価）の実施手順

項番	質問内容	回答内容
No.1	保険者機能を持たない一部事務組合が介護情報基盤へ直接連携をする場合、PIAを実施する必要があるか。 ※広域連合・一部事務組合向け	介護情報基盤を活用した情報連携は、介護保険法に基づく地域支援事業の一環として行われます（令和5年法律第31号による改正後の介護保険法第115条の45第2項第7号）。PIAの実施は、この新たな事業の実施主体が、構成市町村となるか、一部事務組合となるかによりますので、構成市町村との協議をお願いいたします。（仮に、地域支援事業の実施主体が一部事務組合であれば、貴広域連合においてPIAの実施が必要になると思われます。）

4 多く寄せられた質問への回答

- 第1回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

タスク#7 自治体内業務運用フロー

項番	質問内容	回答内容
No.1	「審査会はオンラインで開催可能となる。」と介護情報基盤ポータルサイトに記載があるが、オンライン会議の機能があるのか。	介護情報基盤には審査会の委員に対する審査会資料の電送機能がございますが、オンライン会議の機能は備えておりません。オンライン会議の開催に当たっては、別途Web会議ツール等を各自治体において手配いただくようお願いいたします。
N0.2	介護事業所や医療機関の介護情報基盤の活用は任意か。	医療機関や介護事業所が介護情報基盤を活用した情報連携を行うかどうかは、介護保険法において義務付けられたものではなく任意のため、紙媒体でのやり取りも許容されます。ただし、介護情報等の電子的なやりとりによって、自治体や介護事業所等における業務負担の軽減等のメリットもございますので、積極적으로ご活用いただきたいと思います。
N0.3	マイナンバーカードがない場合の運用を教えてください。	第2回自治体説明会の3章「タスク#7 自治体内業務運用フロー」で記載しておりますが、利用者がマイナンバーカードを保有していない場合、介護保険被保険者証で本人確認を行い、4情報（被保険者番号・保険者番号、カナ氏名・生年月日・性別）入力により、介護保険資格確認等WEBサービスが利用できます。

4 多く寄せられた質問への回答

- 第1回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

タスク#8 介護事業所・医療機関・住民等への周知

項番	質問内容	回答内容
No.1	厚生労働省から関係する業界団体に対する周知依頼などをお願いしたい。	厚生労働省としても、必要に応じて、関係する業界団体に対する周知依頼を行ってまいります。ただし、各自治体において介護情報基盤の活用開始時期が異なりますので、例えば、介護情報基盤の活用が可能となる時期、主治医意見書の電送が可能となる時期等については、各自治体におかれてもに関係団体、管内の介護事業所、医療機関等への周知をお願いいたします。
N0.2	自治体ごとの介護情報基盤の活用開始時期について、厚生労働省から周知する予定はあるか。	公益社団法人国民健康保険中央会が運営する介護情報基盤ポータルにおいて、各自治体の介護情報基盤の対応状況（利用開始日）を順次公表することとしております。利用開始日の日付は初期セットアップの日程とあわせてご連絡いたしますので、ご確認をお願いいたします。

4 多く寄せられた質問への回答

- 第1回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

タスク#9 国保連合会・国保中央会との3者契約に係る契約手続き

項番	質問内容	回答内容
No.1	構成団体の介護保険の認定審査会の運営のみを行っており、保険者は各構成団体である場合は3者締結が必要か。	No.5と重複してるので削除ください
No.3	3者契約の締結日は、初期セットアップ時期に関わらず全国一律でR8.4の認識でよいか。	・ご認識のとおりです。契約の締結日については、全自治体一律の令和8年4月1日（改正介護保険法の施行日）といたします。
No.4	都道府県等がとりまとめはせず、各市区町村が直接各県の国保連と契約する理解で良いか。	・ご認識のとおりです。都道府県等がとりまとめをすることはなく、それぞれの自治体（保険者）が、各県の国保連及び国保中央会との3者契約を締結することを想定しています。
No.5	広域連合や一部事務組合において、構成団体の介護保険の認定審査会の運営のみを行っている。保険者は各構成団体であるが、この場合、当広域連合は3者契約の締結が必要か。	・介護情報基盤を活用した情報連携に関する事務は、保険者の地域支援事業として行うものです。このため、広域連合・一部事務組合が地域支援事業の実施主体でない場合は、3者契約の締結は不要となります。この場合においては、保険者である各構成団体において、締結することとなります。 ・広域連合や一部事務組合が実施する事務は規約等で定められているため、念のため規約等を確認していただくようお願いします。

4 多く寄せられた質問への回答

- 第1回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

タスク#10 介護情報基盤の整備・運営に伴う費用の考え方について

項番	質問内容	回答内容
No. 1	介護情報基盤の整備・運営にかかる費用について、何が地域支援事業費に該当するのか。	・地域支援事業に該当する費用 介護情報基盤の運用費用（システムのランニングコスト）が該当します。 ・地域支援事業に該当しない費用 介護情報基盤を利用するための介護保険事務システム改修費用は地域支援事業費に該当せず、各自治体で別途計上していただく必要があります。その際に利用可能な補助金については本スライドNo. 3の回答を参照ください。
No. 2	介護情報基盤の運用費用（システムのランニングコスト）について、各自治体が負担する額はどのように算出するのか。	現在検討中です。
No. 3	介護情報基盤の整備にかかる補助金と補助対象が知りたい。	介護情報基盤に対応するための介護保険システムの改修費用については、令和8年度における介護保険事業費補助金として予算措置を行う予定です。具体的な方針等は、（国の）令和8年度予算が成立した以降に決定の予定です。当該補助金に関するお知らせ時期は具体的に決まっておりません。 令和9年度については、現時点で確定しておりません。
No. 4	補助金はいつまで継続するのか。	No. 3に記載のとおり、介護保険システムの改修費用の補助は令和8年度の予定です。

4 多く寄せられた質問への回答

- 第1回自治体説明会開催後に、多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

それ以外（介護事業所・医療機関への助成金）

項番	質問内容	回答内容
No.1	介護事業所・医療機関への助成金の受付はR8以降も継続するのか。	現在、令和8年度以降における助成金の継続やその内容については予定が未定です。そのため、今年度中に助成金の申請を行うように周知をお願いいたします。
No.2	事業所等が助成金を申請する場合、所在地自治体の介護情報基盤の開始予定時期に関わらず申請してよいか。	助成金は、介護事業所や医療機関が所在する自治体がいつから介護情報基盤の利用が開始するかには関係なく、申請可能です。
No.3	地域包括支援センターについて助成金の対象となるのか。	地域包括支援センターは、介護情報基盤における「介護事業所」に位置づけられておりますので助成金の対象となります。 助成金申請の際は、介護予防支援を「43.居宅介護支援」へ読み替えてください。 詳しくは「助成金交付要綱（カードリーダー等の購入及び介護情報基盤との接続サポート等に係る経費）」の別添「助成対象（区分）におけるサービス種類コード及び名称比較」をご確認ください。
No.4	介護老人福祉施設、介護老人保健施設や介護医療院等、医師の配置が義務付けられている介護事業所はどのように主治医意見書の電送を行うのか。	介護事業所の医師が文書作成ソフトや電子カルテを用いて主治医意見書を作成していない場合（医師がおり主治医意見書を作成するが、文書作成ソフトや電子カルテを用いて主治医意見書を電送するために必要な、オンライン資格確認回線を敷いていない施設の場合）は、介護保険資格確認等WEBサービスの機能を利用して主治医意見書を作成・電送できます。介護保険資格確認等WEBサービスを利用開始するための初期設定等には、介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援が利用可能です。 ※介護事業所が所在する市町村が介護情報基盤への連携を開始している必要があります。各市町村（保険者）の導入状況は、介護情報基盤ポータル「市町村（保険者）の対応状況を知る」からご確認ください。 ※導入準備作業の概要は「導入準備作業（詳細フロー）」、「導入準備作業手引き」をご確認ください

アジェンダ

1. はじめに（3分）
2. 自治体タスクに係る補足事項（35分）
3. その他の共有事項（7分）
4. 多く寄せられた質問への回答（10分）
5. **質疑応答（35分）**

5 質疑応答

- お寄せいただいた質問に関して、順次回答いたします。